

監獄雜誌

第拾卷第五号

目 録

- 口繪肖像
○監獄學學校校長兼監獄局計表課長山上義典君 ○警察廳監獄
校教授岡田幸助君 ○警察監獄學校幹事中山幹事君
○監獄會議に於ける西郷内務大臣閣下演說大意 (一頁)
- 會説
○監獄會議に付吾人の希望 (五頁)
- 論説
○歐米各國に於ける監獄事業 (九頁)
監獄官吏の資格に就て 廣津友信君 講話
監獄衛生に付き 山縣齊壽君
○雜録
○内務省監獄報告調査方に就て(承前) 三井久陽君
看守教習所及調役方法の完備を望む 奥村嗣次郎君
○批評
○外國人拘禁處遇論評 (二八頁)
系々 評士
- 雜報
○監獄會議事概要 ○典獄官の會合一束 ○監獄協會の總會
大久保監獄局長の獎勵 ○小河警務事務官の出張 ○刑習生服裝
に就て ○警察監獄學校職員の任命 ○警察監獄學校生徒振舞力
支給法に就て ○第四回萬國監獄會議に就て ○休職給支費目
に就て ○控訴移送因令狀添付の儀に就て (三九頁)
- 典獄會議
○典獄諸次番続 ○諸問事項 ○指示事項 ○追加諸問事項 ○委員付
託事項 ○寄書 ○典獄協會議案 (五九頁)
- 寄書
○對件

警察監獄學會發兌



32
43

三版刊行廣告

前内務大臣板垣伯爵閣下
和歌山縣知事小倉久彌君序
逓信省通信局長文學士小川米金郎君序
監獄學教授長山義雄君跋
警察監獄學教授長山義雄君跋
監獄學教授長山義雄君跋
中浦村計表課長山義雄君跋
三田定次郎君合著
上田定次郎君合著

監獄官教科書

監獄學。實務要領
刑罰法。刑事訴訟法
裁判所。構成法
憲法。行政法
會計法規。統計學大意

菊判八百頁餘
用紙和製上等
總クローズ金字入美裝

定價一部金一圓實價金七十五錢但無遞送料代金は郵便爲換を以て東京四谷區愛住町二番地警察
監獄學會發行所政富宛を以て着本直に御送金相成たし但一府縣百部以上取頼め御申込の向へは三ク
月。二百部以上は五ヶ月賦拂の御請求に應をべし。送金は四谷郵便支局に限る。製本完成に付申
込次第送本致候(一個人の申込は前金を要す)

發行所

東京市四谷區
愛住町二番地

警察監獄學會

◎監獄官教科書續編出版廣告

內務省監獄局長大久保利武君序

中村 襄君著述

監獄官教
科書續編

外國人拘禁處遇論

全

○四六版凡百七十頁 ○クローズ製金字入美裝

○定價金參拾錢 (全國無遞送料) ○豫約價一部金貳拾五錢(同上)

○豫約申込期限更ニ六月二十日限り期限后ハ必定價ニ復ス

○製本完成ニ付申込順ヲ以送本ス

○官署名又ハ署長、書記、看守長諸君若クハ監獄雜誌及本會發行書籍代集

金御主任ヨリ御申込ノ外ハ前金御送付ニ非サレハ一切送本セス

○代金ハ書籍到達ノ即日郵便爲換ヲ以本會宛四谷郵便支局振込ノ

一本書ノ目的

是キニ發行シタル監獄官教科書補足ノ爲メ之レカ續編トシテ著述セラレ
タルモノニシテ專ラ外國人ノ拘禁者ヲ處遇スルノ方法ヲ講究スルノ資料
タラシメントスルニ在リ

一本書ノ基礎

監獄則、施行細則、刑法附則及内務大臣ノ指示并ニ當局者ノ意見ニ則リ之
レカ應用ノ適否ヲ論述シタルモノナリ

一本書ノ引照

小河岳洋氏ノ講話、香港監獄則及同地監獄ヲ實查セラレタル山上義雄氏
等ノ談話又ハ横濱在留英國商法會議所員カ本國ノ命ニ依リ條約改正委員
ノ資格ヲ以我監獄ヲ視察シタル意見報告書等ヲ摘載セリ

一本書ノ印刷數

監獄官教科書御研讀ノ諸士ニ頒ツノ主旨ナルニ依リ多クノ餘部ヲ存セサ
ルヲ以有志諸君ハ此際一時ニ御申込アラント切望ス

一本書ハ監獄官教科書御購讀員ヘ實費ヲ以頒ツノ目的ナルヲ以教科書御研讀
ノ諸君ニ限り左ノ割合ヲ以御需要ニ應スベシ

一部金貳拾錢

(全國無遞送料)

五十部以上一纏メ御購讀ノ向ハ二ヶ月賦御拂込ヲ諾ス

發行所

警察監獄學會



東京監獄學校校長 君事幹島中



監獄長計局監獄兼教授教科書監獄警察
君 雄 義 上 山



君助幸岡留校教科書監獄警察

監獄雜誌第十卷第五號

(明治三十二年
五月二十日發行)

○典獄會議に於ける西郷内務大臣閣下演說大意

演

今日監獄の實況を見るに段々當局諸君の精勵に依り改良の緒に就きたるものと雖も時運の進歩に伴ひ尙ほ進んで大に改良を加ふるの點少からすと認む蓋し監獄は人權の消長公益の安危と至大の關係を有する所なるか故に諸君は深く其責任の重きを顧み一層其職務に精勵せらるゝ所あらんことを望む

説

改正條約の實施に就ては監獄も亦た直接の關係を有することなる故に諸君に於ても尙ほ十分研究を盡し治罪行刑の要旨を貫徹するの注意あるを要す

本大臣より此度指示又は諮問を要するの事項は別に印刷に付して之を配付せしめ置きたるに依り指示に關するものは着々之れか實行を努め諮問に屬するものは十分に諸君の意見を開陳せられんことを望む

(一)

(二)

○同上大久保監獄局長演說大意

唯今大臣次官より懇々御訓示になりましたして吾々輩下の其局に當る者は一々服膺して是から一層勉勵從事しなくてはならぬ事と考へます、最早大臣次官の御訓示に於て殆んど盡されて居りまして別に本官から申上くる程の事は御座りませぬか一寸一言御清聴を煩はしたのであります

今度大臣から御召集になりましたして諸君の此所に御會同になりましたのは、唯今大臣次官より懇々御訓示になりました此條約改訂の期か此七月と云ふ誠に間近な期に差迫つて参つたのでございませうか、色々考へて見ますと我監獄の歴史に就て今日は誠に特記すべき時代に殆んど到來して居ると考へて居るのであります、夫は多年我官民共に熱望して其成效を待つて居りました條約改正か其効を奏しまして正しく實施になると云ふことに至りましたは實に我監獄の歴史に特記すべきことと思ひます、又我々當局者が其時代に立て監獄の事に従事すると云ふは非常に名譽なることでもあり又光榮あることと思ふのであります、是から文明國の仲間入をしまして文明國の人々も我司法權并行政權の下に立て御互の行政權の下に立て刑罰も加へ文明國の人々を教誨もし教育もし凡て我國民同様に取扱ふことになるのでありますからして、諸君の責任と云ふものは申すまでもない今日一層其重を加へることゝ考へて居ります夫に就きまして内務省では種々準備を致して置きましたから今日より諸君の諮問に掛けて御意見を叩き又將來此監獄と云ふ至難の事業をやり遂げて我帝國の文明國としての國威を發揚せんことに努められたい趣意で御召集になつたことと思ひます今度諮問になります事項に就きましては既に昨日諸君に配付しましたから御承知になつて居りませうか其内で監獄則の改正と監獄則施行細則の改正と云ふことが主要の事になつて居り升、夫に就て

監獄雜誌第十卷第五号

演

説

(三)

御注意して置きますのは此監獄則の改正と云ふのは決して根本的の改正と云ふ意味ではなく必要止むを得ず改正しなくてはならぬ事を改正するに止てはんの部分改正でござい升、夫から今度刑法の改正案を折角法典調査會で調査中でありまして遠からぬ内に發布のことになるであらうと思ひますが、監獄則は御承知の通刑法と密接の關係を持つて居り升から刑法改正の曉になつて又監獄則に大なる改正を要することであらうと思ひます

夫から又監獄費國庫支辨の事でございませう、是は御承知の明治十三年でございしました國庫の都合に依りまして地方稅支辨になりましたが、其後段々不便を感じて又國庫支辨に移さなければならぬと云ふ官民の希望でありましたか今日迄國家財政の都合で國庫支辨の希望を達することが出来ずして今日になつて居り升か我々當局者はどうしても國庫支辨と云ふことは將來監獄改訂の上に取つて第一の必要と認めて是非は貫徹したいと考へて居る事であり升併し何時出来ませうか夫れは分りませぬが成べく早く貫徹したいと云ふことは熱心に考へて居ることであり升、其國庫支辨になりました曉きには我監獄制度に餘程の改正を要することがあるだらうと思ひます、獄制上組織も一變しなくてはならぬことと思ひますからして監獄則も隨て非常な改正を要するのであり升から監獄則の根本的の改正は其時になりまして亦諸君の御意見も伺つて改正になりますことであり升がどうか其積りで監獄則に就ては意見を陳述して貰ひたいのであります、併し監獄則施行細則は監獄則の範圍内に於きまして改正の出来るのでありますし、又施行細則は實務と密着の關係を持つて居ることでありませうから是に就ては諸君に充分の御意見を陳述されんことを希望するのであります本官は監獄局長に拜命しましてから未だ日も淺ふござい升て實際詳細の調へは未だ致しませぬが今日監獄の状況も以前に比しますると非常に進歩をしたことゝ考へますが去りながら歐米諸國に較べ

て見ますると未だ大なる差を見て是から餘程我々は文明國に仲間入して往く以上は非常に勉強しなくてはならぬこと、信し升今日迄調査しました統計其他に就て見ますると死亡者、再犯の多いこと又工錢の低廉なる等著しく本官感する次第であり升全國の犯罪人の死亡調査に依り升ると死亡の數か千人に對して四十人以上五十人以上に達して居り升、是は歐米諸國に較べますると非常の差と見なければなりません、歐羅巴の或國で死亡の數か千人に對して三十人に達したと云ふに就て大變世間の攻撃を招いて彼の國の監獄は殆んど斷頭場に異ならぬと云ふやうな世間の攻撃を招いて大變驚しきことになつたさうであり升か我國は夫より多い四十人乃至五十人に達して居り升、夫から再犯の多ひことは同様我監獄の狀況に就ては著しき現象だろうと思ひます、再犯以上の犯罪の多くは十犯二十犯は左程珍らしくない、三十犯にも達して居るのがあるさうであり升夫等は我國の体面上是れから餘程當局者は注意して出来る次の改良を圖つてさう云ふ現象はないやうにしたいと思ふて居り升、折角監獄を出ても又還入り出ても又還入りする様の事では監獄の主旨目的は達せぬ譯になりますから是等は直接其罪人を扱ふ諸君は特に御注意あつて改良を圖らなければならぬ事と考へます、夫れから工錢低廉の事は既に次官よりも幾々御訓示になりましたかどうか本官も同様今少し世間普通の工錢と近付く様にして是も特に本官に乖らぬ範圍内でなければなりません、今少しは上げて然るへきことと思ひますか、是も講究を要すること、本官も又固く信します、もう別に申上げることはありませんか監獄改良の事も御互是から電勉從事しなければ動もすると監獄改良は大變困難である經費か第一少ない隨て役人の數も足らず世間で冷淡であるとか何とか云ふ不足は段々あり升か、唯是等は顧みずして御互熱心に其事に従てやればどう云ふ困難でも改良の出来る餘地のないと云ふことはないからして充分是れから諸君と改良の事を圖て大臣の御訓示にも報ひたいと思ひます

會 說

○典獄會議に付吾人の希望

曩に内務大臣の命に依り出京せられたる全國典獄諸君は五月十日を以て内務省樓上に參集し今回諮問に付せられたる議案の配付を受け同十一日より正式の會議を開かれたり、而して典獄會議の實況は之を本誌の別欄に譲りたるを以て之を贅せずと雖も就中本年の典獄會議は内務大臣より諮問せられたる事項の重大緊切なりしと且は改正條約實施の期將に近きに迫れるを以て之に伴ふ外國人拘禁處遇準備に關する事項等何れも將來治獄改良上に至重の關係を有する事多々之れありしを以て典獄諸君に於ても極めて慎重の態度を以て侃々諤々、審議熟慮を凝らし大臣の諮問に奉答せられたるは吾人の始終傍聴せし所にして吾人は茲に典獄諸君の勞効の偉大なるものあるを感謝せざるを得ざるなり

内務大臣西郷侯閣下は會議の劈頭に於て親しく議場に臨み獄制改良に關する事項を訓示せられ尋て次官并主管監獄局長等より詳細監獄改良に關する注意項目を演述指示せられたる等總て是れ將來治獄上の改良事項にあらざるはなし、近時我國の監獄事業は政府并當局者の斯道に熱誠忠實なる老効に依り漸を逐ひ歳を重ねて改良の彼岸に進歩しつゝあるは正に掩ふべからざるの事實にして大臣も亦之を承認せらるゝ所なるは大臣が自ら其訓示の冒頭に宣言せられたるに依て見るも將に炳かなる所なりとす、然りと雖も完全なる監獄の改良は亦決して既往の小成に満足すべからざるは當然なるを以て大臣は又今後尙進んで改良を加ふべ

き點點からすと認む云々又曰く改正條約實施に就ては監獄も亦た直接の關係を有するを以て尙十分研究を盡し治罪行刑の要旨を貫徹するの注意あるを要すと演べられたるに至ては諸君の責任今より一層其重きを加へたるものと謂はざるべからず、何となれば我國監獄改良事業に就ては理論、法制、如何に完を盡し美を極むるありと雖も之か理法の運轉機關たるものは須らく實務の當局者たる諸君の手腕に藉らざるべからざればなり、彼の艦船を見ずや船体如何に鋼鐵堅材を以て構造せられありと雖も之か艦長、船長たる者にして苟も操縦の術に長し運轉手機關師にして其技能に堪能なるにあらざるよりは奚ぞ能く航路の艱難を凌ぎ怒濤の間に立て以て艦船の操縦を自由ならしむるを得んや依是觀之は典獄諸君は即ち監獄改良の艦長、船長たる地位にあるものにして書記看守長看守以下の下僚は即ち機關師、運轉手、能手なりと謂ふを得へし果して然らば彼の社會の犯罪軍に對し戰勝を期し商權を我に掌握せんと欲せば是非共之を諸君の精勵と諸君の手腕に待たざる可からざるなり、之を要するに當局内務大臣は典獄諸君に待つに前述の如く重大なる希望を以てせられたり今や諸君の責任は一層鼎の重きを加へたりと謂ふべし況んや今後改正條約實施てふ大難關に遭遇せざるべからざるに於てをや、故に吾人は信す典獄諸君は監獄改良事業に就き目下現に汪洋たる海洋中に艦船長たるものにして此艦船の彼岸に達するの日は將に是れ監獄改良の大事業を完成したるものたることを、今や諸君は典獄會議に於て大臣以下政府當局者より大なる希望を自荷せられ行李勿々山海相隔て各其任地に復歸せられるに際し吾人の所感を一言し敢て諸君か無事歸着を祝す、典獄諸君幸に健全にして吾人の希望を完ふせしめられんことを祈ると爾云

引狀に依り引致したる被告人は假令令狀の有効時間内なりと雖も之を監獄に拘禁すること能はざるものとす何となれば若し之を監獄に拘禁するを得るとせん乎被告人をして法定以外の侮辱を蒙らしむるの虞あるのみならず人權を蹂躪するの讒なき能はざるべければなり又監獄則の規定より之を見るも留置場は即ち監獄の一種たるに相違あるべからずと雖も第一條第五號に所謂留置場は即ち多くの場合に於て裁判所内の留置場を指稱せしものにして裁判所内の留置場は之を監獄付屬の營造物と云ふを得へきも本條の留置場を以て直ちに監獄内の營造物なりと云ふが如きは自家撞着と謂はざるべからざるなり、故に監獄則の正面より之を見れば拘引狀に依り引致したる被告人は四十八時間之を裁判所留置場に留置すること素より妨けなしと雖も裁判所留置場は通常定置の職員あるにあらずして戒護上の不便ゆからざるより便宜警察署内の留置場に留置し得るの道を開きたるは素より止むを得ざる所にして明治十四年十月布告第五十九號は明に之を規定せり即ち

治罪法中豫審判事拘引狀を發し拘引せしめたる被告人は時宜に依り其訊問期限四十八時間にある夜間に限り裁判所又は最寄警察署留置場に入れ置くべし云々

右の布告は今日尙効力を有するは勿論治罪法の改正繼受法たる刑事訴訟法に於ても同一箇條を設けあるを以て見るも其間に疑なきや知るべきなり、然るに該布告發布以後十數年の今日遽かに監獄則第一條の規定を敷衍し異論を挾むか如きは殆んど其根據なきを如何せん、現今監獄署は明治二十二年の發布に係り十年後の今日に至る迄何等の疑問ともならざりし問題に向て監獄則を援引するるか如きは率強付會にあらざれば即ち猥りに法文の解釋を紊るものにあらざるはなし、要之に拘引狀を以て引致したる被告人を監獄内に拘禁せんとするか如き議論は吾人之を認むる能はざるなり

論

説

○歐米各國に於ける監獄事業

廣津友信君講話

本編は去る四月廿九日於巢鴨監獄擊劍場、同署員の爲にせられたるものにして初めに留岡幸助君立つて聽衆に廣津君を紹介せりその語に曰く「廣津君は同志社にありて學はれ教師となりて同志社に居られしこと前後十年、後北米合衆國に渡りて彼の有名の大學「ハーヴァード」を卒業せられ同國に遊學すること八年専ら神學、教育、社會學を修め傍ら監獄並に慈善事業を研究し、昨年の冬英京倫敦にあること四ヶ月後佛蘭西、白耳義、獨逸、和蘭土を遊歴し、教育家の眼晴を以て監獄事業を研究せられ今回無事歸朝せられたるを以て同氏に請ふて一場の談話を聞かんとす、希くは諸君謹聽せられんことを以てせられたり私は一書生でございまして皆様の前に立つて御話申すことは少しく耻づる方でございまして、併し此度歸りまするや否や覺て志を同じふして居る友と遇ひ又それに依て多くの斯業に従事せられる所の御方々と交りて結ぶ緒ちを聞きましたことを大いに喜ぶのであります、且又今晚の如く此會を催せられて私如き一書生をして話を爲さしめ賜ふことを深く喜び大に幸とする所で今後斯業の爲めに盡す所の手始めとして少し許り御話を致す譯で、決して私が御話申上げることが皆様の御參考になるとか又茲に御話申上げますことが私が覺て斯業に就て考へ又感ずることを悉く述べる譯ではなく、又私が既に斯業に就て學びました事見

た事も充分至れり盡せりと云ふ譯で無く誠に皮想の事柄である、只少しく感したり考へたりした所の些かの事を御話致すに止まると思ひます、で既に紹介者の申されました如く私は實は教育に「インテレスト」を置きまして、兼て教育の事を研究したい積りで居るので、斯業に就て思を傾ける緒を聞かれたるは留岡幸助君であります、それから初めまして此事に益々「インテレスト」が多くなつて今日に及んだ譯でございますから、既に斯業に従事して實際的に智識又御經驗を得られた御方々に向て私が御話申上げるは實に耻る譯でありますけれども、先づ諸君が此業に就ての同志の者が一人殖へた、若も私の意見が多少の益を爲すものであるならば同志の一人を得たとして御喜び下されまして御禮賜下さることを願ふ譯でございます。

實申しますると私は學ばずして夢の如く感じた監獄事業に就ての者があるので曾て談笑の間に留岡君又今斯業の爲めに外國に在つて計畫をして居る人に少しく話したことがある其點から申しますると餘り漠然たる考を持つたもので今の監獄に就ての刑罰社會が人を刑罰すると云ふことに就ては私は其意味を疑つて居るものである又今の刑法……私は刑法を論ずる丈の學識はないけれども、見る所に於て今の刑法と云ふものが果して理に叶ふたものであるかどふか願くは刑法の根本から改へ社會の人が罪を犯して監獄に入ると云ふ人の感情を改へて又願くは今世界各國の進んだ國に在る監獄よりは今少し異つた物を日本に建て、此事に就ては日本が異つて面白い所の監獄を作つて見たならば宜からうと云ふ如き言はゞ夢見る位のことです、さう云ふことを今晚申上げるのてばございませぬ前に申しました如く唯數箇國に於て見たる所の其觀察の些かを申上げるのであります、それに就きまして少し前坐が長くなりますが、私が今日纏つたる考を申上げるのではないそれは出来ないであります、歸りまして未だ三日程にしかありません。

論

説

ぬので其間には久しく遇はざりし友に遇いましたり又色々語る事があつて心が頗る亂れて居る時であります、ずるし私の日本に於て學ぶべき事に就てドウ今から緒筋を聞いたら宜いかと云ふことに就ても考へて居る時でありますから頗る心が錯雜して居ります、今日の如きもまだ暇ある様にして暇が無く色々の人に御面會致した様な譯で一寸、觀察しました所に雜記なぞ見ましたがそれを集めて斯うする彼あすると云ふ時間もなく心も落付かざる位でありますから誠に淺海の事であります。

私の見ました所の監獄は重に亞米利加に於てはニューヨークランドから其東の海岸を進みましてボルヂニヤの方に到る即ち亞米利加の東海岸にある重なる監獄を見ました、其監獄に就ても種々なる種類がありますが其種類の異つた所を見て亞米利加の監獄はドウ云ふ進歩をして居るか、勿論昔の監獄から今日の監獄に至るまで歴史的に觀察しまするに頗る面白き事がありませうけれども夫程に時を費すをも出来ませぬから先づ各國の監獄を見るならば又日本の爲にしようと思ふならば今日一番進んだる監獄を見てそれを以て足れりとしなければならぬと思ふ位で、最も善い所の監獄を見ることを努めた譯であります、又最も善い所の犯罪の防制、所謂罪惡を未だ犯さざるに防ぐ所の學校或は「インスチテューション」即ち學校に似て又監獄に似た所のものであります、さう云ふものを見たのであります、又英吉利に参りまして昔の「タワー」などの様な古い所を廻り又「タレード」の蠟細工で作つてある「チンボポフエーロー」と云ふて刑事に就て最も殘酷なる事を形に於て見せる爲めに昔あつた所の最も殘酷なる見ても慄とする位の或事柄を蠟細工で作つた最も怖ろしい所なぞを見たこともありますが、さう云ふ所を見て又今日の新しい監獄なぞを見ると云ふ風に長い時を費すことが出来ませぬから、最も努めて新しい所の監獄を見た、例へば英國の監獄改良に於て模範とせらるる「ペントンビル」其「ペントンビル」と申しますは既に五十有余年になつて居

ります。又「ウオームスウッド」監獄と申しまして二十四年前建築せられたる最も新しいとせらるゝもの或はワントヴォルス或はプリストルのアンペクトフリーソル又田舎に出てオックスフォードなどでは田舎の監獄で最も善い所はドウ云ふ風に進んで居るか又暇のある時は「バスチル」がドウ云ふことであつたか「タワー」がドウ云ふ風であつたか或はドレ程まで人が扱はれたかと云ふとを「マダムタス」の展覽會で見た位であります而して現今監獄に起り來りたる得失を察し又米國の監獄で見た所とを比較して見ますれば私が日本の監獄に於て見た事聞いた事は乏しいので日本と較べる事が出来ぬから多少智識を得たる亞米利加の監獄と比較して其得失を學ばむとしたのである、それから歐羅巴大陸の方へ向ひました時は既に亞米利加英吉利に於て得たる所の友達の紹介に依りまして若も私に時と又私の求めて必要な或一の手段を得ましたならば歐羅巴各國の隅々に行つて何處の國に到りましても充分此事業の如何に成行くかを知り此事業に關する他の事業をも充分知る所の手續を得たてでございます、私は餘程善い所の機會を握たものでありますけれども悲しいかな私に於てそれを達する所の手達を得ざりし爲めに其大切な所の機會を握りつゝ歸朝して今では誠に残念に思ふ次第であります、併し努めて私の専門である所の教育事業を學ぶ傍らには私の道樂心が監獄の方に向き又社會事業の方に傾きますから努めて監獄改良或は社會事業を學んで見たのであります、和蘭なすの機子を能く探りたいと思ひましたけれども、和蘭は先づ通り過ぎにして唯社會の生活がドウ位であるか監獄に就ては兼て携へたる所の書を見てさう云ふ位に進んで居るか云ふ位に止つて又其國に於て充分研究することの必要はないと云ふことを倫敦のトラック先生も申された位でありますから、獨逸の方に參りました、獨逸では小河君の最も親しき世界に聞へて居るクロイツ先生又留岡君も兼て御交際のある御方で私が會ひました時に大層に厚意を表されたのであります、又前に申上げました所の

英米から得たる所の一の手段で、日本からは夫程の特權を得られなかつた私の身が歐羅巴に於て充分得たる手達を與へられた、それに依つてもクロイツ先生の御厚意に與つた譯でございます、而して其邊に在りまする所の監獄などを見又ベルジュームに行きます道すがらリッモルドルフにも寄りまして一の立派な男囚并に女囚を拘禁する監獄を見ました、それから遂にプロツセルの方に行きました兼てベルジュームは監獄改良に就ては先鞭を着けた所でトラック先生の如きはベルジュームの監獄を以て世界第一としベルジュームが一番進んで居ると申された位であつて兼てセントの監獄も見たい又サムナルの監獄も見たい、ルベンの監獄も見たいと云ふ所からしまして内務省へ行きました其手達を得て其邊の監獄を見廻りました、佛蘭西に參りましたけれども是は兼て佛蘭西には見る程の監獄は無い頗る他に劣つて居ると云ふことを聞きました又私に於て長く止まることの出来ぬ事情がありましたからして監獄協會には一寸訪問致しまして又他の材料を少しく得たいと思つて手續は致しましたけれども遂に監獄を見るとが出來ずして去つた譯でございます、それで私は多く見た様な紹介者の御話もありましたが全く今申上げました位のことである、其内でも私は少し又學び得たる所を幸とするので今見た所の監獄の有様を評して見ますと亞米利加に就てはどう云ふ感動を得たか先づ皮想から申し上げますと亞米利加の監獄に於きましては皆極も既に御承知の如く改良的精神と云ふものが非常にあります、所謂「レホメトリ」、プリンシパル」が最も盛んにある所でありまして、其監獄の最も進んだるものを見ますと監獄に往つた様な心持でなくして職業を教へ又多少の學問を教へる所で又體育も餘程注意して教へる所であるので一方から見れば學校と見へ一方から見れば工業場と見へ一方から見れば又兵營に似たる體育を施す所の最も善い機關の様にも見へる、殊に亞米利加に於ては既に先鞭を着けたる彼の有名なるプロツクウエー氏一種特別なる新天地を監獄世界に

監獄雜誌第十卷第五号

(四一)

開いて彼の有名な「エルマイラ、レハルメトリ」を起されたので、私思ひまするに監獄を斯の如くして置いたならば人は直ぐ「レハム」する、未だ罪を犯さざるに先立ちて防ぐ所謂「プレヴエンスチア、ウオルク」を探る、彼の人の性質に倣ふて往きしたならば餘程善い面白いものが出来るであらう日本に於ては斯の如き者は充分行渡らぬでありませうが彼のプロククウエー氏の如き人が日本に起り日本に一の特別な監獄を立て、一機軸を出したならば面白からうと思ふ位であります、勿論是は感化監獄レハルメトリの有様は外の監獄とは違ひますが、最も亞米利加に於て見ます特質「ベキユリアリチー」は何れの所に往きまして「アリベンチア」或は「レハメトリ」の主意は充分此目的を達する爲めに戦つて居る様に見るのであります、又監獄の有様を見ますと國民の特質でありますか知りませぬが餘程清潔にします、或は光線の工合或は空氣の工合に至つては餘程行届いたものであります而し又他の英國人の方から見れば餘り室を温かにするとか或は食事に就ては贅澤に流れるとか見へる様な事柄もあります、是を英國の方から比較して見ますれば或は少しく囚人を處遇しますること就ての訓練が寛なる様に見へる、是はアメリカの社會夫れ自身が英國の社會夫れ自身と違ふ所からしてでありませうが少しく日本人から見ても、英國人から見れば尙更であります、其訓練が寛に過ぎる様に思はれる、けれども寛にして却て亞米利加に於ては宜いかも知れませぬ、それで私の見ました内で各國の監獄を比較し又教育の事を比較するにしても何を比較するにしても、其國其人民の生活、習慣、歴史的に成立つた所の事柄を知らなければ、又其社會の赴く所の事柄を知らなければなりませぬからして私は徒らに英が善い米が悪い佛が何處に優ると云ふことを輕々しく云ふことはいかないと思ひます、先づ其國を知り其民を知つて而して後其所に在る監獄の有様を見て是は果して此民を改む監獄の目的を達するに適當なるものなりや否やと云ふことを判斷せば自ら善き結論に達

論

説

(五一)

することと思ひます。

英の監獄を見ますと私は頗る感心致します、頗る近世的に矢張亞米利加の如く光線と云ひ空氣と云ひ餘程能く設備が出来て居ります、殊に訓練の點に往きますと、私は英が餘程其國柄から見ても能くやつて居る様に感じました、或は食事に就きましては兼て御聞になりましたらうが随分監獄に居りまする在監者の放免の後苦情を申しまして食事が足りないから働をするに身体に力が出ぬとか云ふて數多の苦情を言ひ立て又人民の方から見ると生活の度に適しない夫程に監獄が進んで居るので犯罪人をして悪しき習慣悪しき慾を起さしむると云ふ位であります、それは兩方から餘り廣く見て言ふたことでなくして少しの比例に止まる位のものであうと思ふのです、其食事の工合に於ても餘程英よりも實績はありますが其方が其國に於ては適する様に思ふ殊に訓練の點に往きますと頗る宜しい様に思ひました、英人は其國に在て罪を犯し其社會の空氣の内より救はれると云ふことの點から云ひましたならば餘程面白い様に感じました、殊に犯罪人を處遇するに階級を立てまして其階級に従つて處遇をする點に於きましては寧ろ亞米利加の人達がする所のものよりは勝りはせぬかと云ふ位に思はれました、若し「レハメトリ、アリベンチアル」が行き過ぎて亞米利加に多しとすれば英の方には犯罪人の分類に随つて區別する點に於てそれが爲めに犯罪を防ぐ「アリベンチア」を執行すると共に「レハメトリ」の「アリベンチアル」を達する所に於て英の方に於て餘程他の所より自分の國に適したる法を採つたものではあるまいかと私は感じました次第であります、其訓練する内に於きまして分房の如きも外面は英と米とは頗る違ふので、米の方に於きまして頗る疑問に堪へぬのは分房内を飾ることである、斯の如く飾つて斯の如き繪を掲げて果して宜しきや否やと云ふことは私共亞米利加に於て亞米利加の國の様子から見てもどうであらうかと思ふ位で、英に於きましてはさう云ふ事は

監獄雜誌第十卷第五号

(六)

ない決して繪を掲げたりすることは許さぬ分房内の有様な考へますと英の人から見ればそれが無い爲めに「レホメートリ、アリソシアル」がないではないかと思ふ位である、併し實は亞米利加の人が英に於て「レホメートリ、アリソシアル」がないと思ふは如何であらうかと思ひます、まだ他に申しますと色々ありますその事は置きまして

獨逸で私が見ましたのは善い方の監獄を見たのでありますが餘り感服しなかつたのでございます、若し全体の上から監獄を評して見ますに未だ充分の進歩改良は獨逸に於ては出来ては居らぬのではあるまいかと思ふ位でありました、私は外形に見へる事に就ては或監獄を見て頗る感心したのであります、又内部に入りました時に於て随分驚いたる事柄がありました、其掃除法の如きに至りまして又其分房内の工合から見まして頗る他に於て見た所の事に依て感じた事柄とは違つたる所の一種の氣を受けたのであります、けれども敢て斯う申しまして獨逸が大に劣つて居ると云ふのではありませぬけれども私が豫期したる所よりもまだ進歩が晚かつた様に思ふのであります、併し獨逸を他の監獄に比較して見ますれば獨逸の方には餘程進歩したる様に思はれる、併し是は私にまだ研究の足りない所から判然斯う斯うと云ふ評は出来ませぬ、獨逸監獄を格別に御調べになつた方の御考なうとは私の考は違つて又頗る淺薄でありませうが斯ることは將來に於て教を受けたいと思ひのであります。

白耳義の方を見ますと無論ザンタールの監獄なうに行きますと實に外觀と云ひ内部と云ひ立派なものでございまして殆ど他に於ては斯の如き立派なものを見ることは出来ないと思ひ過ぎても宜からうと思ふ位の監獄でありました、又彼の模範となりました所のゲントの監獄を見ましたが、時恰も日曜日でございした典獄の厚意に依て充分に説明を聞き其内部の有様を見、待遇の様子も見したのでございしますが、所謂「ベ

論

説

(七)

「シルベニヤシステム」又「コングレイト、システム」を採つて二つの主義が一つ所に行はれて居ると云ふとであります、白耳義は小さい國でありますけれども彼の國が監獄改良に先鞭を着けた位で他の國とは今日でも進んだ有様に見受けます、抑て私が考へますに畢竟監獄の事業は精神的のものであつて監獄を改良すると云ふこと、此監獄の目的を達すると云ふことは其局に當る所の司獄官吏の精神に大に基く所のものであると云ふことを深く感じて居ります、或所に於て實に立派な監獄があります、或所に於て左程外形は立派ではないけれども其成績を比較する時になりますと必ずしも其立派なる監獄がその目的を達し改良の事業を奏功したと限つては居らぬ、却て反對に出ることが多い恰と是を教育の上から申しますれば教師彼自身の品格、教師彼自身の學識が本當の學校であつて其内に熏陶せらるゝ所の不完全なる智識を持つと雖も其品格を立てる程に於て其教育の目的が達せられ教育の事業が成立ちます如く監獄に於て其局に當る人が即ち監獄で、其人に接する所の囚人が其氣に觸れ其精神に觸れ其處遇に觸れて感化せられ遂に監獄の目的を達し改良の事業を爲すことが出来ることと思ひます、それで此事業は人に在りて外形に非ずと思ひます、今日本に於て監獄改良の事業に就きましては餘程外形に於ても内部に於ても人の考を注いで居る事柄であります、が皆様願くは其事柄の精神——無形の精神に基くことの少しく大なることを知られ其内に顯はれるところの精神と之を完成する所の手段とを知られまして各自其局に當られる所の人は充分自己の職責の大切なことを知り又爲す事柄の如何なる事と云ふことを知られまして自らを尊重し又自らがドウしたならば其精神的の事業が達するかと云ふことを道徳の上からも又宗教と申しますれば私が宗教臭くあると思召すかは知りませぬが道徳と宗教との關係は餘程深いものでありますから、願くは如何なる宗教を採られるにせよ又如何なる道徳主義を採られるにせよ冀くは本氣になつて其精神の基く所を知られ

を侮辱せられ、或は四人の恠恨を招き命令行はれずして果ては刑罰の恐るべく尊ぶべきを忘却せしむるに至るべし、是れ即ち嚴正は監獄官吏に必要な要素なりとす、然り而して嚴正は以て彼等罪囚をして法律を重んじ刑罰権の強大なるに畏服せしむるに足るべしと雖も監獄官吏は亦必ず慈愛の心深からざるを得ず、慈愛は即ち嚴正に對する緩和劑にして監獄官吏にして慈愛なからんか往々にして粗暴虐待に陥り易く其結果彼等の猜疑心を助生し偶以て彼等をして益々執拗の淵に没落せしむるに至るの恐れあり、依是觀之も慈愛と嚴正とは其性質決して衝突すべきものにあらざるなり、尙之を換言すれば嚴正は即ち慈愛の始めにして慈愛は是れ嚴正の終りなりと謂ふを得べし、是れ即ち慈愛は嚴正に次ぐの第二要件なりと云ふ所以なり

上述の如く嚴正、慈愛は治獄上必要の要件なるを以て監獄官吏にして若し此要素に缺如するあらんか其監獄官たるの資格を具有するものと謂ふ能はざるなり、即ち之を約言すれば嚴正以て罪囚を畏服せしめ慈愛以て彼等を感化せしむるにあらざるよりは到底治獄の目的を達すべからずと云ふにあり、外、既に秩序を確保し内は以て恩愛の同情を彼等に寄するありと雖も監獄官吏にして自ら之か儀標となり實踐躬行以て罪囚を導くにあらざれば到底彼等に對し矯治感化の目的を達する能ざるべければなり、從來動もすれば治獄の當局者にして口に嚴正を説き亦能く慈愛を談するものありと雖も實踐躬行の伴はざるものあるに至ては偶以て外貌の美を装ふに足ると雖も真正に罪囚の改悛を促かし法律の畏ふべく罪惡の惡むべきを知悉せしめ自勵自食の眞習慣を養成せんこと結局至難の業と謂ふべきなり、之に反し監獄官吏にして自ら進んで實踐躬行彼等に模範を示すあらんか、彼れ罪囚は其徳に感化せられ不知不識の間、其民に復歸せしむること亦必らずしも難事にあらずべしと信ず、如斯して而して治獄の目的を完ふするを得は實り刑餘

○監獄官吏の資格に就て

山縣 齊 高君

監獄官吏の資格に缺くべからざる要素は普通行政官たるに必須なる學術素養を要するは素より論を待たずと雖も、抑も治獄の事たるや之を學問上より云へば一の専門的科學にして之を實務の上より觀察すれば特殊の技術に屬し決して尋常一般の行政事務と同一視すべきものにあらざるなり、故に監獄官吏の資格には普通行政官たる資格の外に左の三個の要件を具有せざるべからざるなり、曰く嚴正、曰く慈愛、曰く實踐躬行是れなり、而して以上の三者は恰も鼎足の一を缺くべからざるに均し矣、以下試に予説をして右三要素に關する理由を述へしめよ

嚴正とは即ち嘲罵、侮辱、傲慢に對する語にして官權若くは威嚴の謂にあらざるなり、普通に所謂威嚴若くは官權と云ふは國家の官職に對する命令服従の關係より自然に生ずる結果にして既に治者被治者の關係存する以上は自ら其間に職權の伴ふは素より論を待たざる所にして職權の存する所、即ち威嚴或は官權なるもの存在すべしはなり、之に反し予輩の玆に嚴正と云ふは苟も行刑上の秩序及紀律のある所は毫も假借することなく、細大漏さず適實に執行すべきを云ふ義なり、若し監獄官吏にして嚴正ならざらんか官權

自らが其き監獄となつて斯の如き立派なる殊に新式である所の眞鴨監獄の如きに在つて充分其目的を達する所の大なる事業を成就せられんことを私は切に望み譯でございます、頗る思想の錯雜したる事柄で諸君の御爲めになりは致しませんであらうが御諒請下されたことを願有く思ふ譯でございます (完)

者の幸福なるのみならず監獄最終の目的亦茲に外ならざるべければなり
要之に監獄官吏に必要な資格は學術經驗素より其要具なりと雖も以上の三者を備ふるにあらざれば未だ全く其資格を完備せるものと謂ふべからざるなり、聞説らく近時政府は監獄官吏養成の爲め警察監獄學校を開設し監獄官に必要な學科を教授せらるると云ふ學科の教習素より可なりと雖も道徳の實踐雅量の躬行、亦必須たらざるなきを得ん乎、敢て所感を披瀝し監獄官吏の資格に及ぶ讀者以て如何と爲す

○監獄衛生に付き

松山 爲治君

監獄衛生の整否は多數在監人の生命に淺からざる關係を有するを以て苟くも之を忽諸に付す可からざるは固より言を俟たず而して夙に當局諸士の銳意之か整備を畫策せられつゝある處なりと雖も然れども尙ほ衛生上諸般の設備監督の方法等遺憾の事多しとなす加ふるに監獄醫の俸給甚た裕かならざるか爲に適任の醫師を得るの困難なる事情あり……且つや眼前内地雜居の横はりあるの今日其監獄改良殊に監獄衛生完備せざるを紀叫する者日に益其多きを加ふるに至れる事豈偶然ならんや予輩をして今茲に此の言を爲すの止むを得ざるに至らしめたる者も亦た素より其所由無くんはあらず若し夫れ試みに最近の調査に係る全國在監者の死亡比例を問みせんか其一千人に對する死亡數は實に四拾有參人八分なりとす而して之を獨逸ウルテンベルヒ、フートリツヒスベルヒ監獄等の死亡比例在監人一千人に對する僅かに拾參人に過ぎざるに對比せば蓋し想半はに過ぎん由來獨國は監獄制度の完美を以て名あるもの元より當に斯くあらざるへからず

と雖も然れども尙ほ銳意之か改良に熱中しつゝありと謂ふ嗚呼職に斯道に在る者之を聞かは果して如何の感かある

然らば如何にして之か完全なる改良の成績を擧ぐるを得べきやと云ふに至つては予輩元來一介の素人胸中敢て明案ありと云ふに非ずと雖も又た以て多少の卑見なきに非ず素より今日我が監獄衛生の實況に就き之か完全周到を期せんとせば幾多の日月と費用とを要すべく從て急遽に之か完備を望むは到底言ふ可くして行ふ可からざるの事なり、然れども其方法の如何に因り成は漸次完全を期するを得へしと信するものなり今爰に予輩の所思を概舉すれば

- 一 主務省に監獄衛生事務官を置き以て時々各監獄を巡視せしむる事
- 二 監獄醫の地位を進め俸給を裕かならしむる事

等なりとす其第一項の要旨は事務官をして親しく各監獄に於ける衛生の設備は勿論、病者の處遇、診察の方法、投藥の適否、食料の良否等其他苟くも監獄衛生に關する細大の事項を視察し其意見の存する所は之を傳へ若くは之を指導せしめは改良上裨補する所蓋し鮮少にあらざるべきを信す元より斯の如きは其局に任する者の當然の責務なるを以て終始精勵盡瘁せられつゝあるべきも本來醫務衛生の、特殊の専門に屬するか故に如何に素人の熱心も以て頼むに足らず、例へば普通人の耳目に感觸せざる些末のもの雖も専門的の事は他日或は重大の現象を惹起することあり豈に恐れて慎まざるへけんや

次に監獄衛生の整備を圖るは到底之を適任の醫師に待たざるへからず適任の醫師を得んには俸給亦厚からざるを得ざるは論なき所也然るに各地方の狀況は果して如何概して俸給裕かならざるの實況あるは心ある人の浩歎措かざる所にあらずや故を以て予輩當局者は自今大に其現況の不可なる所以を絶叫し以て輿論の

勢力を造ること唯一の改良方法なりと信す以上聊か所感を記して同僚諸彦の高教を待つ

雑 録

○内務省監獄報告例調査方に就て (前承)

三井久陽君

第十五新に刑を受けし囚人の罪名と前罪との關係表中後罪とあるは現罪の意義なり此表は犯罪の系統を観察する目的の統計にして之れか應用に於ては監房別異上の參考となるなり本表の員數は前表の再犯以上の總數と同一なるべきこと勿論とす

第十六新に刑を受けし囚人再犯以上の者前犯出監時の實表 此表も亦た再犯以上の者につき調査する主旨にして前執行地を刑期及實表の有無により取調ふる行政監督表の一なるか如し三犯以上の囚人に係るときは其現に受刑したる最近の前罪執行の廳府縣及

刑期實表の有無により掲記するものとす前犯刑期の區分は前刑二刑以上繼續して執行したるものゝ類は通して一刑期と見做すの主意なるへし

第十七出監後再犯時に至る期間と前犯刑期 之れは前第十六表と相似たる表にして再犯以上の者に就き刑と刑との期間を前刑の執行年間に區分して調査するなり換言すれば再犯の刑を受けるに至るものは初犯の満期放免後何ヶ月を隔て受刑し而して前刑は長期なりしや又たは短期なりしやを調ふるなり上欄に其他とあるは四犯以上を列記するの主旨にはあらずして四犯以上は三犯と四犯又た四犯と五犯五犯と六犯等總て合記するの意義なれども例へば七犯の者ありたるときは六犯の刑期二年以上三年以下ならは第三欄中六犯の満期放免後五ヶ月を経て七犯に至らば第一項中の第三項に記入するなり

第十八放免の囚人 本表は禁錮十一日以上者の者につき其年一月一日より十二月三十一日までの間に放免したる囚人の刑期の別年齢の區分によりて調査する

者にして其年齢は出監時の年齢を採用するものとす又た刑期の以下とあるは其年月及以下の意義にして例之は二年以下とあるは重禁錮二年も此内に入るの類なり

第十九放免囚人の体量 此表は前第十八表の員數に更に入監時と出監時の身長の目方を加へたるに過ぎずして其目的は刑罰苦痛の度合と衛生上の參考に資するにあり

第二十懲治人の出入 前報告例に於て調査したるものと異なる所なし

第二十一新入懲治人入場の因由及懲治期限等 此表は第二十表の本年間の入中新入の項の人員を欄頭及右側の區分により掲ぐるものにして右側の罪名は他の囚人諸表と同一く刑法の章節によりて順次區分し懲治期限の以下とあるは第十八表の以下の意義に異ならず入場度數は備考にある如く嘗て懲治場に入りしことある者を記入するものなれどもあるへからざる變例として万一先きに或る刑を受けたる者再度目に懲治場に入り右受刑したる者なること發覺せば此表に於ては如何すべきや理論に倡して考ふれば無論初入となすべきなれども須臾く再入となす方事實に

録

雜

(三)

適すへし出生の別は第十一表の右側第一段の記載方と異なることなし生育は同表第二段貧富は第十二表第一段教育は同表第二段父母の有無は同表第三段に同し父母婚姻の有無は遺傳的系統を觀るの主意なれば實父母にあらざる父母の罪科は本表の目的にあらざる職業に就きし者は職業に就く者及び職業に就きたることある者の意義にして雇人となりたることある者も此内に入るなり

第二十二別房留置人及携帶乳兒の出入 之は前の表と格別大差なし只入房入監の別少く精しくなりたるまでなり本表の本年間入の末段監内出産と云ふ内には死胎分娩は無論算入すへからざるものとす然れども其事實は統計上最も大切なことなれば他日之れか調査表をも加へらるゝ期に到達すへけれども須臾く之を備考に男女の別を掲げて記すことゝせば便宜なるへし

第二十三在監人の懲罰 此表は各府縣に於て出版せらるゝ統計表中に往々見える獄則違犯處分の懲罰者を計記するものにして上欄類別は其項目順序とも區々に涉らざる様所定の如く排列するを要するなり而して刑法の處分を受くるに至りて監獄の懲罰を受け

(四二)

監獄雜誌第十卷第五号

さしし者は欄外刑法處分の欄中に記するものとす
第二十四在監人病者死亡者病名 欄頭病名別は所定の如く順次排列し其他とあるは所定以外の病者死亡者總てを合記するものとす此表は調査上實際の困難からさるへし何となれば備考に記するか如く病監にて治療の者と否とに拘はらず凡そ一回にても投藥したる者或は一手術を行ひたる者にて之れを記し且つ其病類を診定して相當欄内に算入を要すればなり若し數病を併發する者あらば其内の最も重症と認むる一病名に掲げ治療中變症したる者は兩者とも掲げ死亡者にありては死亡の原因となりたる直接の病症によりて記すべき主意なるへし

第二十五在監人疾病死亡の日數年齡及月別 此表は前二十四表と其數一致せる表にして即ち病監入りの疾病死亡表なり換言すれば當病者以外の重病者及死亡者の表なり欄頭類別第一項は入監の際既に發病せる者を記すべきにより其刑事被告入として初めて入監し十五日以内に發病したる者は第二項の一に記入し其全治に至らずして裁判を経確定したるときは身分變して囚人となるにより第一段の囚人欄入監時疾病の内に入るものとす其囚人より別房留置とな

りたるるときも此例に據る欄頭第二項は入監したる日より發病したる日の別及び發病したる日より死亡したる日までの年月日數の別を掲ぐるなり茲に注意すべきは發病の意義なり之れは病監に入りたる日を發病日と云ふにあらずして初めて疾病に罹りたるものなりとの診定を受けたる日を發病日として發病までの日數又は死亡までの日數を調査するものとす細則中以内とあるは夫れ及以内の意にして例へば六月以内とあるは六月月及其以內三ヶ月以上を云ふ欄頭第三項發病者死亡者年齡は發病したるとき及死亡したるとき現時の年齡なること勿論とす第四項の月別は發病及死亡の期節を觀る調査にして之を月別に區別するなり

第二十六在監人の作業延人員及工錢 之れは曆年によらず會計年度により一周年を調ふるものにして即四月一日より翌年三月三十一日までの調査なれば報告期限も他の表と異にして五月二十日を限り提出することとなれり表中右側分類の五段は前のものと異なることなし工錢額とあるは本年一月監獄局長通牒にある如く收入工錢額と給與工錢額とを合算したる工錢總額を掲ぐるものにして畢竟其年度内働きたる工

雜

錄

(五二)

錢の積り高の意なれば假令工錢の收入済とならざるものにてても無論此内に入るべきものとす最下段刑期百日以下就役囚員とあるは現役の間違にはあらずやと疑を起せる人あれども私見に於ては其間違にあらざるを信せり茲に刑期百日以下就役延人員を調ふるは當然工錢給與の恩恵に與かること能はざる者幾人あるべきやを調査するに外ならず故に現役の如何を顧みず刑の起算點より起算しては上訴期間等其刑期百日以下なる囚徒の人員を記載するものとす上欄科程を「外をなす」「なす」「了せざるの」三類に分てるは分類の正しきを得たるものなり食費を償ふことあるは前項より抽出再掲すること刑期百日以下就役囚員の如し又た上欄の記載順序は先づ官司業に就て備考第一項の順序に排列し次に受負業に就て同一の順序に排列するものとす

第二十七在監人作業費收支精算 本表は作業上の收支決算表にして前表とは大に趣きを異にせるものなり其收入額及支出額は其年度内現に收入支出したるものと否とに拘はらず會計規程所定の區分により該年度の收入又は支出に屬すべき金員は總て此中に入るべきものとす收入欄第一項の工錢は備考に示すか如く

製品に對する工錢と其他の傭工錢即ち品物を製作せざる大工、大工の手間賃、炊夫掃除夫理髮夫等の手間賃の類とを區分して掲ぐるものとす製品賣却代價は製品の賣上代金にして之を分ちて其工錢と其他とし其他の内には素品代及純益金等を合算す不用品賣却代價は一般の不用品の賣却代にあらずして作業より生ずる不用品即ち木屑、鉋屑、紙屑等を賣却したる代價を記入するの主旨なること勿論とす支出欄の給與工錢額は前表の同額と一致符合すべきものとす器具費は其年度内買入れたる器具の費用及修繕費を掲ぐるの主旨にして器具の保存期限に於て分割せられたる期間の器具費を記するの意にあらざるへし素品費は其年度内費消したる素品の代價にあらずして之れも新規買入の代價なり現在素品原價及現在製品原價と純益とは共に年度始及び末日の現在數に就き掲ぐるものとす

第二十八幼年囚懲治人の就學 此表は監獄則第三十條の成績を章はすに過ぎず合計中に總人員を加へずして就學者不就學者の延人員のみなること勿論なり
第二十九領置金收支 本表は領置したる金員を工錢

所持金とに分ちて受入仕拂及び繰越金を示す單一の表なれども此表の調製と現今各府縣の領置金取扱方とに於ては其間多少の煩ひなき能はず領置金人別領置金に於ては總て其の人に就き取扱をなし在監中身分に就き取扱をなさるにより身分の變動ありたる毎に一々仕拂及び受入をなさるへからず例へは刑事被告人として入監したる者囚人となり別房留置人となるときは其移動の都度之を甲に仕拂して乙に受入をなし同一の金員を各處に於て計算するに至るか爲め往々受入及仕拂の金額を高手数増すのみにして利する所之れなきが如し故に私見にては上欄類別を本署支署別にして人別簿又は現金出納簿等既定の帳簿のみにて容易く取調の出來得るまでに止め置かれんことを希望する所なり

第三十在監人出監時の領置金 此表は欄頭金額の類別によりて考ふるときは人員の記入をなす如く見ゆれども之れは金員を合算して記載するものとす即ち此表は出監時又は出場時に携帶せる金員を上欄の金高に區分して工錢と所持金とに別ち掲ぐるものにして囚人より別房留置人に移るときの出監は此内には入らざるなり又た上欄金高の別は總額より見たる分

類にして例へは工錢一圓五十錢と所持金十八圓七十一錢を有するものは二十五圓未満の項中に工錢と所持金とを分ちて記入するものとす

附 客年十二月監獄局長の通牒に係る新入監囚人の酒癖の有無 客年は大酒の者、酒を嗜む者、酒を嗜まざる者の三分額に據ることゝなれり予は前年之を實際に取調へたることあるに答辨の獎として「少々」なる記事甚だ多く事實を得るに困難せることあり之れを標準として獨酌對酌に拘はらず一回五合以上日本酒の者を大酒とし其他二三猪口以上を酒を嗜む者とせば本調査の主意に適するものと思量せらるゝなり又た之を尋問するには前記の如く曖昧の答辭を避くる爲め「汝は酒量對酌にて何合なりや」と嚴確に糾するの必要ありと思量する所なり

以上を以て改正報告例に係る記載方の大要を了れり中には當路者に意見を叩きたるものも之れなきにはあらざれども多くは一己の私見により故に之を看る人單に之を以て正鵠を得たりとせば大なる過ちなきを保すべからず須らく先づ各自の意見に叩き而して其同情し難きは主務省又は學者輩に質し以て正確なる報告表を調製せられんことを予の深く諸君に希望

する所なり

(完)

○看守教習所及訓授方法の完備を望む

奥村嗣次郎 君

事の成功は成るの日にあらずして其原因なくんばあらず草木枝葉の繁茂は根本の培養にあり今や監獄學校の設立あり司獄官即ち書記看守長の養成を圖らんと同時に一日も忽諾に付すべからざるものは看守の養成にあり監獄改良の原素は看守に在りて存すと云ふも過言にあらず然るに看守教習所の組織を看るに其科目は頗る整備せるも教官は何れも兼務にして劇務の傍ら教授を擔任せるを以て隔靴の嘆なきのみならず其期間の如きも僅々の日子なるを以て完全の教授を望むは殆んど絶望に歸せんとす監獄改良を圖るものは須らく先づ此第一の機關たる教習方法の完備を期せざるべからず教習機關完備せば即ち教習後の訓授方法の周到を期せざるべからず此教習機關及訓授方法の整備を講究せずして徒に事の新規を衒ひ其根柢の改良を忘るゝときは建築如何に完全に幾百千の分房ありと雖ども之れ無用の長物のみ改

其は期待すへきにあらず淵に臨んで魚を獲むは退て網を結ぶに若かず請ふ速に此方面に向て研究せよ

作業

近時作業工錢増收論は大に耳目を聳動し朝野を問はず視線は此一點に注かれたり此監獄改良の好分子なり思ふに作業は看守の注意如何に因り囚人の技能進否に至大の關係を有するのみならず従て事業の盛衰を來すを以て晝間戒護として工場にある看守は一般に作業思想を必要とす若し作業に對し冷淡ならんか工業は萎靡として地に壓ちんのみ故に少くも素品製品の精粗及素品の濫用器具の完否科程の適否等は注意せざるべからず之をして授業者の責として省みず能事終れりとなすべからず戒護者にして一たび注意を欠んか製作品に對し官司業としては請負人の欠損を招き又其販路に苦み請自業としては請負人の失敗に歸せんのみ官司業の欠損を招き請自業は請負人の失敗に歸す過因上何等の影響なきか如しと雖も畏るべき情落の分子は此裡に養成せらるべし即ち資本の欠損請負人の失敗したる原因を尋ぬるときは粗品の製造素品の濫用にあるものゝ如し果して然らんか

是作業の本旨に背反し囚人をして粗放の性質を馴致

するものにして作業は反て彼等に惡習慣を養成するに至ては其弊や極まれりと云ふべし思ふに作業の進否は看守諸子の双肩に懸れり作業上に對する一舉一動其實に重しと云ふべし

批

評

○外國人拘禁處遇論評

家々評士

交友中村襄君の近著外國人拘禁所遇論は豫告の通り此比警察監獄學會より發行せられ時節柄當路の職務を帶ふるもの一般の士人は座右に置いて必讀研鑽すべき良書とす評士は就て先づ一讀し又た再讀したるに追かに平素斯業に熱心堪能なる著者の精魂を輯めたることなれば前著監獄官教科書の續編としての價值あるは勿論爲に監獄官教科書の幾倍の花を持たせたるの感あり本書の大體は監獄則刑法附則等を基礎として現行法規の新條約實施後外人拘禁所遇に適するや否僅に二編十二章の分類を以て簡明適切に詳論し

加ふるに現任監獄局長として名聲噴々たる大久保利武君の序文を卷首に掲げ間々小河山上兩氏の説話香港監獄則の條項等を引用し來りて所論を確め汎く論し盡して遺憾あるを見ず唯た教科書として之を觀るときは其議論の歸着する肝要の點に於て往々疑問詞を殘存せるは讀者に研究の餘地を存するか爲めなるか又たは著者の謙遜に厚きに由るか爲めなるか却て學者を惑はしむるものあり又た其全豹を精察すれば當事者をして深く此拘禁所遇上に慎重の注意を與へんとの趣旨より懸きて讀者に外人を甚たしく畏懼すべきものゝ如く感せしむるの餘弊あらざるかを氣遣はしむるものあり其他詳言すれば其書の体裁前著教科書の例に倣はざりしこと校正に疎漏を散見する等玉に小瑕ある如く誠に惜むべきことゝ然れども讀者にして能く著者の意志の存する所を熟察し且つ個人的所遇の興味を知悉し而して後此書を閱讀するあらは爲に得る所尠小ならざるへく又た蓋し本著の旨意に協ふものと謂ふべし



雜

報

○典獄會議議事概要

西郷内務大臣より召集せられたる全國典獄は五月十日を期し着京せられ、同日午後内務省樓上會議室に參集し一同議席に配付せられたる議案を受取り其翌十一日より開議し同月廿五日を以て全く閉會を告げたり此間十數日の久しき、典獄諸君の精勵に依り連日議事を繼續し侃々諤々の辨論を聞はし内務大臣の諮詢に奉答せられたるは吾人の始終傍聴せし所に於て此會議に依て以て當局主務大臣の參考に資せしこと決して尠少にあらずるべきを信す、殊に本年の典獄會議は數年以來の宿論にてありし監獄則并監獄則施行細則改正案を主とし加ふるに改正條約實施準備に伴ふ訓示事項も是ありたりと云へば少とも本年の典獄會議は監獄改良事業の上に錦上添花を加ふるの楷梯たりしを疑はず、而して今回諮詢に付せられたる諮詢案及指示事項は本誌の別欄に登載したりと

雖も今茲に議事の順序を略記すれば左の如し因に記す典獄會議の會長は大久保監獄局長番外説明員には小河監獄事務官、山上警察監獄學校教授等にして主幹監獄局員一同、陸軍省理事、衛戍監獄長、海軍主理、臺灣當局出張員、本願寺派遣僧侶數名并各典獄隨行員等始終議事を傍聴せられたり五月十一日午前九時開議 當日會議に先ち西郷内務大臣は小河原内務次官、大久保監獄局長、水野秘書官、小河山上の諸官を隨へ會議室に臨場せられ獄制改良に關する演説あり、終て小松原次官、大久保監獄局長の監獄改良に關する一場の演説ありたり

同十一日午後一時開議 大久保監獄局長會長席に就き小河山上二氏番外席に就き先づ監獄則改正案第一條より會議に付せられ四時退散せらる

同十二日午前九時開議 前日に引續き監獄則改正案に就き議事を開き正午少憩の上更に午後一時より

監獄則施行細則改正案に就き審議を盡し四時退散

同十三日土曜日午前九時開議 前日に繼續し施行細則改正案を審議に付し正午退散

同十四日 日曜に付休會

報

雜

(九二)

(三〇)

監獄雜誌第十卷第五號

同十五日午前九時開議 前日に引續き施行細則改正案に就き審議に付し午后に續續し四時退散
同十六日午前九時開議 當日野崎大審院檢事總長議場に臨み一場の演説あり、演説終て各典獄より治獄上、裁判所に關聯する事項に就き種々の質問希望に對し答辨せらるゝ所ありたり、而して正午少憩午後は前日に引續き施行細則改正案を議せらる

同十七日午前九時開議 施行細則改正案に就き前會を繼續し當日施行細則を議了し午後より甲號諮問案に付き會議、第一、看守定員令改正案は審議の末更に委員に付記し調査せしむることに決し以下第二、帳簿書類一定の件は第一同様委員付託となり、第三、女監取締養成の實況の件は書面を以て答申すへき事となり引續き第四を了へ第五名籍原簿取扱上の便否及改正意見の件は第二と同一委員に付託することとなり委員は各員の希望に依り總て會長の指名に一任したるより大久保會長は左の諸氏を指各し四時を以て散會を告ぐ
第一、看守定員令改正案調査委員は左の十一名を名指せらる

若山東京集治監典獄 石澤北海道集治監典獄
四王天北海道監典獄 藤澤警視廳典獄
眞木大阪府典獄 千頭愛知縣典獄
松山青森縣典獄 山口富山縣典獄
角尾島根縣典獄 高木香川縣典獄
小野佐賀縣典獄
第二、帳簿書類一定の件調査委員
第五、各籍原簿改正の件調査委員左の九名を指名せらる

長屋三池集治監典獄 神谷京都府典獄
西村兵庫縣典獄 杉野群馬縣典獄
筒井千葉縣典獄 山崎宮城縣典獄
山縣山形縣典獄 三浦高知縣典獄
坪井熊本縣典獄
同十八日午前九時開議 當日は逕信省より官吏出席あり甲號諮問案第十二、囚人郵便貯金取扱規定案に就き會議種々の質議應答ありたる末、議長指名の左の九名の委員に付託せらる
第十二、囚人郵便貯金取扱規定案調査委員
長屋三池集治監典獄 眞木大阪府典獄
本名新潟縣典獄 森奈真縣典獄

雜

報

(一三)

田中廣島縣典獄 三浦高知縣典獄
小野佐賀縣典獄
右に引續き午後第六、第七を付議會長指名の左の委員に付託せらる
第六、習慣犯者處遇の件調査委員
第七、未丁年囚懲治人處遇の件調査委員は共に左の九名に付託せらる

畑宮城集治監典獄 有馬神奈川縣典獄
筒井千葉縣典獄 森田山梨縣典獄
野崎福島縣典獄 中村岩手縣典獄
高木香川縣典獄 黒澤岡山縣典獄
坪井熊本縣典獄

尋て第八、第九を審議し午後四時散會
同十九日午前九時開議 甲號諮問案第十、第十一項に付口頭を以て各員の意見を答申し終て午後二時を期し内務大臣より麹町區三年町大臣私邸に晚餐會の招待ありしを以て當日は正午十二時を以て散會せらる

全二十日午前九時開議 前日委員付託となりたる諮問案第一(看守定員令改正の件)第二(帳簿書類一定の件)第五(名籍原簿改正意見の件)に就き

調査委員の報告あり、逐條審議を遂げ種々の修正動議ありたる末第二問題に就ては將來監獄行政に重大なる關係を有するを以て各員歸任の上尙篤と調査熟考を遂げ書面を以て答申書を提出することとなり、當日午后土曜日に付休會

全二十一日 日曜日に付休會

全二十二日午前九時開議 前日に引續き委員付託となりたる諮問案第六(習慣犯者處遇の件)第七(未丁年囚懲治人處遇の件)并第十二(在監入領費金郵便貯金の件)に對する委員の答申書に就き開議し各員の動議修正に關する種々の意見あり午后窪田内務省參事官兼書記官(衛生局勤務)會議に臨み衛生局主管事務に就き口頭を以て諮問せらる、其諮問事項は凡そ左の如し
一結核、癩病、梅毒、傳染性眼病、瘰癧病、胸氣等の疾病に對する患者の處遇并に豫防清潔に關する設備の實況

一在監入出入出監時の身長、体重を男女、年齢并懲治人等に別ち統計し置き後年の考證となすべき件

全二十三日午前九時開議 小松原内務次官、會長席

に就き前日検事總長臨場の節各員より希望を述べられたる事項の外、各地方に於て裁判所其他検事等へ照會又は協商を要する事件に付各員の意見を聽取し本省より司法省其他へ交渉せんことを以てせらるる茲に於て各員交々起て希望のある所を繰述せらる、午后再び小松原次官議場に臨み口頭を以て諮問せらるる所あり各典獄順次之に答ふる所ありたり其問件凡そ左の如し

一 刑事被告人の近時著しく減少したるは曩きに司法大臣の訓令に依り輕微の犯罪に就き即決裁判の制度を擴張せられたるに依るか如し之に伴ふ弊害の有無并保釋實付の可否に付各地方の實況如何

二 監獄作業選定の方法及監獄作業と各地方の殖産工業との關係并監獄作業に對する注意の實況如何

付言第二問に付ては次官の指名に依り答辦を求めらる

午後 協議事項に付き石澤典獄會長席に就き議事を始む

全二十四日午前九時開議 小河事務官會長席に就き追加諮問案を口述せられ各員の意見を求めらる、即ち監獄則第二十五條の正當の費用に關する解釋

範圍の件なり(典獄會議の欄参照)午後は前日に引き続き協議事項に就き會議せらる

全二十五日午前九時開議 協議事項を繼續議了し少憩の後午後大久保局長再び會長席に就き口頭を以て種々の事項に就き諮問せらる、但し局長の指名に依り各地方の實況を諮ふにあり

右終て午後三時大久保局長起て閉會の辭を兼て一場の挨拶を爲し各員十數日間勉勵の勞を謝し尙將來一層進んで監獄改良事業に盡力せられんことを以て併て内務當局亦た諸君と共に其局に當るの覺悟を以てすへしとの趣旨なりしなり

右にて本年の典獄會議は全く終結を告げたり矣

●典獄諸君の會合一束

五月十八日午後五時より當時出京中の全國典獄會主となり西郷内務大臣以下小松原次官、大久保監獄局長、小河監獄事務官山上教授等を内山下町帝國ホテルに招待し兼て懇親會を催されたり、會するもの無量六十餘名にして立食の饗應あり終て西郷内務大臣は高談笑話を試み頗る有益なる獄治談等ありたりと云ふ、是れ即ち其翌十九日三年町西郷内務大臣官邸

に於て上京中の全國典獄を招き晚餐會の招待を受け居りたるに依り之に先立ち大臣次官局長以下を招請し此會を催されたるものなりと謂ふ、何れにせよ當局大臣が治獄に意を用ゐらるゝの結束大臣の來臨を辱ふし和氣霽々の間に斯る會合ある洵に上下疏通一點の私心なきを慶すべきなり亦以て監獄改良の前途望み春の海の如きものあり

○西郷内相邸の晚餐會

本月十九日午後二時より西郷内務大臣主人となり當時出京中の全國典獄を麹町區三年町西郷侯私邸に招き晚餐會兼園遊會を催さる、當日は典獄諸君の外に次官局長小河事務官、山上教授、中島幹事等と共に其席に列せらる廣燥敷奇を極めたる同邸の事として準備ヲサ／＼怠りなく園中數百の紅燈を吊し樂隊の奏樂手踊等興を添へ三々五々園中を逍遙し各自思ひ／＼に設けの席に就き茶菓を喫する等終て立食の饗應あり賓主十二分の歡を盡して退散せしは午後七八時の交なりしと云ふ

○監獄協會の總會

本月二十日典獄の出京を機とし上野精養軒に於て監

獄協會の發起にて同會の總會を兼ね懇親會を開きたり當日清浦司法大臣の演說せられたる大要は凡そ左の如し

○清浦法相の演說 (大要)

私の今日此會に招待を受けましたのは實に幸榮とする所であります

此監獄協會が我監獄事業に顯著なる功蹟ありたることは歴史の上に於て記憶せざるべからざることであります今日は當局者及び専門家諸氏の有益なる演說あることなれば私は極く簡單に致す心得であります

近頃我國の法律が非常なる進歩發達をなせしは決して一躍以て此現象を呈せしものにあらざる原因は數千年の太古に胚胎し文明の養成を得て發達したるものであります

私は其時期を外國模倣的建設時代自家設計的時代の二つに分ちます

十數年以來頗りに外國の制度を調査し留學生を派遣し英米獨佛の法理を研究せる時代の如きは即ち外國模倣的時代にして近頃我國の習俗學說宗教等に考へ

遂に立法の大業を成就し己に公布せる場合に至りたる如きは自家設計的時代と言ふを憚りませぬ然るに外國法學者は我法學者の外國法律を研究せる有様を評して鴉片丸呑みにして胃の膽に消化の働きなく身體の滋養分たざるが如しと是れ即ち第一時期外國模倣的建設時代に受けたる冷評であります此監獄事業も又一般法律の發達に伴つて進歩すべき關係を有するものであります而して政治、教育、宗教、經濟、等の諸問題に關係を有すること重大なるは敢て言を要せざることであります

歐洲諸國は既に十八世紀以來國家も人民も協同一致して盡力せし故今日の發達を來しましたるが然るに其原因は決して一躍以て今日の域に達したるものにはありません其故に至りたるは幾多の困難に逢ひ非常なる忍耐と勉強とを以て今日に達したるものであります我國に於きまして専門家及び當局有志者の盡力に依つて稍や今日は發達致しました即ち廿年前の有様に比すれば別天地にあらざるかとの疑を起す程であります然るに惜い哉今日の我國の監獄事業を歐洲に比すれば我國の今より二十年前を追憶すると同一なる感覺を起すことであります而して其發達せ

る有様は理論にのみ偏せしかと思はれます即ち物質上の進歩發達のみにして精神上の進歩は之に反對せるやに思はる換言すれば我國の監獄事業の發達は外形のみに走り其内狀を忘れたる如き有様であります

此に至て私は彼の外國法學者が我法學者に下せる冷評を今日の我國監獄事業に適用して誤らざることを信じます即ち鴉片丸呑みにして胃の膽に消化の働きなく少しも身體の滋養分たざるが如きものであります併しながら物質上の發達も決して充分なりとは思ひませんが精神上の發達は實に重要な者故熱心なる改良を望むことであります然れ共此七八年以前に比すれば物的のみならず精神的にも發達致し居ることは明であります私が各地方の監獄を巡視せる時或る典獄には實に感心致しました其様體は如何にも威厳めしく軍人らしきも其囚徒に對するの親切懇篤なるには感心致しました一々其病室に至つて病める囚徒を慰め殆ど彼等をして泣かしむる有様でありました又其平癒して將に役に就かんとし病監より出る囚徒に對する注意等實に到れり盡せるものにて實に真典

獄と稱すべきものであります是等は即ち精神的進歩の一現象であります

前既に申したる如く監獄事業は至難中の至難なるものなれば當局者たるものは非常なる熱心と非常なる忍耐力を有せねばならざるは敢て言を待ちませぬ今迄に此監獄協會が直接間接に監獄事業を裨益せられたることは實に大なること故今後尙一層の忍耐と勉強とを以て盡力あらんことを偏に希望致します

○大久保監獄局長の精勵

大久保監獄局長は就任以來非常の熱心を以て監獄改良に意を注がるゝことゝ就任早々其局僚を督し種々の改良事項に就き調査せしめられつゝあり、現に疊日内務省に開かれたる典獄會議に於ても常に之が會長となり親しく典獄の意見を諮詢し時に或は種々の問題を授け諮詢を試みられたる等、非常の精勵を以て斯道に執掌せらるゝ事實歴々として感賞すべきもの多く斯道老練の當局者と雖も皆局長の熱心精勵なるには感服せざるものなしと云ふ、吾人は茲に至て監獄事務獨立の今日に於て斯の如き局長を得たるは斯道改良前途の爲め慶賀措く能はざる所にして

獄制の改良は將來氏に依て以て益々完整の進運を確保するに足るべきものあるを信す
因に記す局長は亦た典獄會議閉會後即ち五月廿六日警視廳鍛冶橋監獄署に全廿九日巢鴨監獄署に臨み各盤房に就き親しく在監人處遇の狀況視察せられたりと云ふ

○小河監獄事務官の出張

(齋藤内務局隨行)

典獄會議閉會に先ち奈賀、三重、愛知、靜岡の四縣へ出張を命ぜられたる小河監獄事務官は會議の終了を待て齋藤内務局(監獄局僚)を隨へ五月二十六日發程、出張の途に上られたり、氏の出張は監獄巡閱の外奈賀縣監獄署新築地檢分等の要務もあり旁典獄會議の結果、主務局の事務多忙なるをも差繰り斯くは急に上達せられたる次第なりと云ふ尤も今回の巡閱豫定日数は略十日間の見込なりと云ふ

○練習生服裝に就て

(警部看守長は制服着用を要す)

警察監獄學校に入學せしめらるゝ練習生は其性質

將來に於て其警察官其監獄官を養成するに在るを以て其在學中と雖も品行端正なるは勿論嚴正なる紀律の下に動作せしめざるべからざるの必要あり先づ以て容儀の端嚴を期する爲め服裝を一定するやの議ありたるも斯くては經費上に關係を有し旁是等の費用を要求しあらざるを以て彼の第一種生即ち現職の警部看守長より入學せしむべきものは各其制服即ち警部は警部、看守長は看守長の制服を着用せしむるに一定し去る廿五日付を以て警察監獄學校長たる小松原内務次官より其旨一般に向て通牒を發せられたりと云ふ、是れ實に瑣末の事の如しと雖も職務の性質上、至極注意の到れるものと謂ふべし、付疊きに典獄以下監獄官吏の制服を一定せられたるに依り看守長の制服、警部に比し相讓ることなきは亦以て監獄官吏の体面を確保するに足るべき乎

○警察監獄學校職員の任命

官制の發布に引續き該學校開設準備の爲め職員の任命必要となりたるより五月五日、全九日に於て左の通職員の任命ありたり、諸氏の榮轉慶すべし祝しべし

任警察監獄學校教授	內務局	山上	義雄君
任高等官六等給四級俸			
任警察監獄學校教授	留岡	幸助君	
任高等官六等給六級俸			
任警察監獄學校教授	內務局	林	市藏君
任高等官七等給六級俸(以上五月五日付)	內務局	中島	幹事君
任警察監獄學校幹事			
任警察監獄學校書記	內務局	森	貞次郎君
任警察監獄學校書記		島田	龜吉君
任警察監獄學校書記	裁判所書記	土屋	直文君
任警察監獄學校書記		高橋孫太郎君	

(其他未定)

○警察監獄學校生徒選擇方に就て

警察監獄學校に入學せしむべき生徒選擇方に就ては兼て其筋より標準を示さるべきことは吾人本誌前々號の紙上に掲載せし所なりしか今其筋より生徒募集内規なるものを示されたりと云ふを聞くに殆んど左の如し

一、學科を分て警察科、監獄科とし生徒を左の二種とす

一現職者よりするものは警察科は現任警部、監獄科は書記看守長中在官の者にして身体健全年齢四十歳以下の者に限る

二普通人よりするものは尋常中學卒業の者之と同等以上の學力を有し現に判任官たる資格ある者に就き廳府縣長官集治監は典獄の選舉したる者に就き身體健全年齢三十歳以下の者に限る

二、生徒の員數は凡廳府縣毎に警察科四名監獄科二名の割合にして事務系線上の都合に依り以上の人員を入學せしめ難き事情あるときは普通志願者より該學校卒業の上採用するの見込を以て現職者の定員に満たざる時入學せしむるものとす

三、生徒修學年限は第一項第一種生は六ヶ月二種生は一ヶ月とす

四、生徒入學中は一人一ヶ月金拾圓を手當として學校より給與し其往復旅費は判任官旅費規則に依り該學校より支給せらるる但現職者の俸給は撰出廳府縣の負擔たるべきこと勿論なりとす

五、該學校卒業の者は五ヶ年間警察科は警察事務に

監獄科は監獄事務に従事するの義務を負はしむ但入學中學業の成績不良又は品行方正ならざるものは第一種生は原廳府縣に志願者は退校を命ずることあるべし

生徒選擇標準は略前述の如くにして第一種第二種の人員は五月十五日限り又其人名は本年八月一日限り所屬長官より內務省へ申報を要すべしとす

○警察監獄學校の官制

豫て本誌に於て豫報せし警察監獄學校官制は去る四月十九日勅令第五百十四號を公布せられ之と同時に同校職員俸給令(勅令第五百十五號)及文武高等官并判任官官等俸給令(勅令第五百十六號勅令第五百十七號)を以て發布又は改正せられたり而して校長は內務次官の兼任とし專任教授五人幹事一人書記四名とし之に引續き教授(三名)幹事(一名)書記(四名)の任命ありたるを以て該學校は既に其形式に於て完全に成立したるものと謂ふべし、然りと雖も之が開校の期は吾人茲に之を斷言するを得ずと雖も目下外國教師備入協商中の事と云ひ校舎の位置の如きも皆て本誌に報せしか如く略々確定せるも今後尙該校舎に

宛つへき家屋に多少の修繕を要するを以て旁生徒召集の期は兩三月後に至るべしと云ふ、而して校舎の確定に至る迄開校準備の爲め内務省中の一室に假事務所を設け幹事以下執務せられつゝありと

○通譯兼掌の看守巡查に手當金支給法に就て

(巡查看守俸給令改正せらるべしと)

本誌前號の紙上に於て三井久陽君か通譯兼掌看守を置くことゝ題し通譯兼掌の看守を置き特別手當金支給の道を開かれんとに就き希望を陳へられたり吾人は全然君の意見に同意を表するものにして當局政府に此際是非此道を開かれんことを望むや寔に切なるものあり、最も現行の巡查看守俸給令には刑事事務又は通譯事務に従事する者に就ては規定の年限を要せず之を増俸し得るの道を開きありと雖も普通通譯を爲し得る者を然かも現今の俸給令範圍内に於て採用せんとするか如きは到底不能の事と謂はざるべからず何となれば苟も外國語(假令一國語と雖も)を普通に通譯し得る者は尙更改正條約實施後は一般に層一層之れか需要を感ずるは勿論にして結局規定の

俸給範圍内を以て適當の人物を採用し能はざるを以て近々巡查看守俸給令を改正し特別に手當金支給の道を開かれんことを目下其筋に於ては全俸給令改正調査中なりと云ふ是れ實に機宜を得たるものにして亦以て巡查看守に外國語獎勵の一端となるべきか

○第四回萬國監獄會議に就て

明治二十八年(西曆千八百九十五年)佛京巴黎府に於て開設せられたる萬國監獄會議は即ち其第三回にして同會は毎五年に一回開會の筈にして其開設國は前回に於て決定せらるべき先例なりしか我國より全會に加盟し委員を特派せられたるは實に第三回萬國監獄を以て其嚆矢と爲す、而して此特派委員の大任に當られたるは即ち今の監獄事務官小河滋二郎氏なりしなり、然して來る明治三十三年即ち西曆千九百四年は其第四回萬國監獄會議開設年次に相當するを以て白耳義國ブルツセル府に於て開かるべきことに決定せり、然れば我帝國に於ては是非同會に向ても委員を特派せられ各國の獄制々度を調査せしめらるること我國監獄改正上最も緊要の事なるべしと信す

○休職給支出費目に就て

本年三月勅令第六十三號を以て文官分限令を發布せられ其第五條に於て休職の規定を設けられ休職中は俸給三分の一を給することゝなりたるも既に明治三十二年度の歳出豫算決定後に係り休職者に給する俸給豫算なきを以て同令發布後休職者の俸給は豫算外に生ずる結果たるを以て無論豫備費より支出せらるべき義と解釋せられ得べきも右は總て俸給豫算定額内に於て支辨すべき事に此頃一定し一般に通牒を發せられたりと云ふ、而して其整理科目は俸給の項に休職給の目を設置し整理せらるべき筈なりと云ふ

○控訴移送囚令狀添付の義に就て

(拘留狀の謄本を以て代用せらる)

從來第一審の判決に對し控訴したる者を控訴院所在地監獄に移送する場合に於ては當初監獄に收監したる拘留狀の正本を添付し前裁判所の檢事より移送の照會を典獄に發するを以て例とせしか斯くては前裁判所に於て該件に關する一切の訴訟書類編綴後更に

拘留狀のみを拔取り添付せざるべからざる等の爲め訴訟書類整理上の不便尠からざるより自今裁判所書記に於て更に拘留狀の謄本を作り從前の拘留狀の正本に代用せられ度趣旨を以て司法省民刑局長より主管内務省監獄局長に照會ありたるやにて右は元來上訴中と雖も最前の拘留狀を以て繼續其効力を有するは勿論にして此場合に於ては強て正本の添付を要せず便宜謄本を以て代用せられ差支なきものと認め此頃其趣を回答せられたりと云ふ當局者の參考の爲め一言すること爾り

典獄會議

○典獄會議席次番號

典獄會議の席次番號左の如し

壹番	東京集治監典獄	若山茂雄君
貳番	宮城集治監典獄	畑一岳君
參番	三池集治監典獄	長屋又輔君
四番	北海道集治監典獄	石澤謙吾君
五番	全空知分監長	堀内久保君

監獄雜誌第十卷第五号

(四〇)

六番	全	銚路分監長	荒木	賢愛君	二十七番	山梨縣典獄	森田	重行君
七番	全	十勝分監長	岡野	正輝君	二十八番	滋賀縣典獄	竹村	謙太郎君
八番	警視廳	澁谷典獄	藤澤	正啓君	二十九番	岐阜縣典獄	山崎	正君
九番	全	興典獄	永田直之丞君		三十番	長野縣典獄	五十嵐	小彌太郎君
十番	北海	道廳典獄	豐野	胤珍君	三十一番	宮城縣典獄	山崎	義義君
十一番	京都府	典獄	四王天數馬君		三十二番	福島縣典獄	野崎	安君
十二番	大阪府	典獄	神谷彦太郎君		三十三番	岩手縣典獄	中村	襄君
十三番	神奈川縣	典獄	眞木	喬君	三十四番	青森縣典獄	松山	爲治君
十四番	兵庫縣	典獄	有馬四郎助君		三十五番	山形縣典獄	山縣	齊高君
十五番	長崎縣	典獄	西村	茂範君	三十六番	秋田縣典獄	高木	正謙君
十六番	新潟縣	典獄	千石	學君	三十七番	福井縣典獄	古野	嵩央君
十七番	埼玉縣	典獄	木名瀧禮助君		三十八番	石川縣典獄	白井助之進君	
十八番	群馬縣	典獄	早崎	春香君	三十九番	富山縣典獄	山口卯太郎君	
十九番	千葉縣	典獄	杉野	喜祐君	四十番	鳥取縣典獄	山口	信綱君
二十番	茨城縣	典獄	筒井	明倫君	四十一番	島根縣典獄	長谷川	信綱君
二十一番	栃木縣	典獄	野口	謙造君	四十二番	岡山縣典獄	角尾小彌太郎君	
二十二番	高知縣	典獄	佐藤	光二君	四十三番	廣島縣典獄	田中	義達君
二十三番	福岡縣	典獄	河俣	政幹君	四十四番	山口縣典獄	松島	四郎君
二十四番	大分縣	典獄	清水精四郎君		四十五番	和歌山縣典獄	中摩	速衛君
二十五番	佐賀縣	典獄	小野勇次郎君		四十六番	德島縣典獄	石井	光美君
二十六番	熊本縣	典獄	坪井	直彦君	四十七番	香川縣典獄	高木	光久君

(一四)

典獄會議

甲號

○諮問事項

一、看守定員令を左の端改正せんと欲す

第一條 集治監留置監並廳府縣看守の定員は拘禁男子五百人に付八十五人とし拘禁男子五百人以上は五十人を加ふる毎に看守五人を加へ拘禁男子五百人未滿は五十人を減する毎に看守五人を減し毎年

前々年度より起算し既往三年間の拘禁男子平均數に依り之を定む但集治監に於て拘禁男子の定員あるときは之に依り看守の定員を定む

第二條 分監ある集治監には前條定員の外分監に各

四十八番	愛媛縣典獄	八田	霞明君
四十九番	高知縣典獄	三浦	貢君
五十番	福岡縣典獄	河俣	政幹君
五十一番	大分縣典獄	清水精四郎君	
五十二番	佐賀縣典獄	小野勇次郎君	
五十三番	熊本縣典獄	坪井	直彦君
五十四番	宮崎縣典獄	柚木原政澄君	
五十五番	鹿児島縣典獄	鈴木	和介君
五十六番	沖縄縣典獄	佐藤光次郎君	

三十人以下監獄支署ある廳府縣に於ては前條定員の外交支署に五人以下の看守を増置することを得

第三條 監獄の構造役業の種類其他特別の事情に依り必要ある場合に於ては内務大臣の認可を経て第一條定員の外交更に五十人以下の看守を増置することを得

第四條 拘禁男子の現在數第一條の平均數に比し百人以上の増減を生したるときは百人に付看守十人の割合を以て看守を増減することを得

第五條 教習中の看守は定員以外とす

第六條 本令は明治三十三年四月一日より施行す

二、各監獄に於て備置くべき帳簿書類を左の如く一定せんと欲す

庶務に關する帳簿書類

一、名籍原簿 二、在監人名目録 三、放免原簿 四、身分帳簿 五、在監人領置金品の出納簿並領置金品の人別簿 六、在監人員監督日表 七、出監簿 八、死亡帳 九、文書往復件名簿 十、吏員身分帳及其他身上に關する書類 十一、統計に關する書類 十二、會議錄

監獄雜誌第十卷第五号

(二四)

作業に關する帳簿書類

- 一、日課表
- 二、素品原簿
- 三、作業別素品出納簿
- 四、器具器械原簿
- 五、作業別器具器械受渡簿
- 六、製產品價格料定簿
- 七、作業日計表及月計表
- 八、製作命令簿
- 九、作業別就役者人名簿
- 十、作業受負契約書類
- 十一、受負業製作品並使役因員證印簿
- 十二、製產品受拂簿
- 十三、製產品販賣簿
- 十四、備品消耗品出納簿
- 十五、給與品及貸與品出納簿
- 十六、食料出納簿
- 十七、献立表
- 十八、食料日計表
- 十九、官有財産臺帳
- 二十、制規ある諸帳簿
- 二十一、在監人員報告日表
- 二十二、監房人名簿
- 二十三、接見簿
- 二十四、書信簿
- 二十五、情願簿
- 二十六、共犯者名簿
- 二十七、懲罰簿及懲罰監督表
- 二十八、裁判所召喚表
- 二十九、勤務配置表
- 三十、報告日誌
- 三十一、行狀原簿
- 三十二、行狀勘查期曆簿

醫務に關する帳簿書類

- 一、在監人調治簿
- 二、醫療器具機械受渡簿
- 三、藥品受拂簿
- 四、患者日表月表及年表
- 五、現今使用の名稱原簿は取扱上不便なるか爲め勢ひ餘分の補助簿を要する等徒らに繁雜の手續を加ふるの傾きあるを免かれすとの説あり實際の便否及之れに對する改正の意見如何
- 六、習慣犯者に對しては今日各監獄に於て如何なる處遇を施爲しつゝあるや其の實況如何
- 七、未丁年四及懲治人の處遇の實況並に懲治人に對しては處遇上未丁年四と如何なる點に於て區別を施しつゝあるや

典獄會議

(三四)

八、監獄の狀況に依り共同接見室を設け一時に多數の接見をなさしめ得べき設備をなすの利害如何

九、分房因に課すべき作業の種類及監督の實況如何

十、一定の職業に堪能にして且行狀方正なる囚人を撰み就役の傍ら他の未熟の囚人に對し作業を指導せしむるの利害如何

十一、健康囚に對し凡そ三箇月に一回の程度を以て一般の身体檢診を施すは保健上必要に非ざる歟之れが實行に關する意見如何

十二、在監人の領置金は從來預金局へ無利子預入の例にして是れ畢竟取扱上の便宜に出でたるものなりと雖も之が利殖の道を講ぜざるは經濟上策の得たるものにあらす殊に囚人に在ては工錢給與の趣旨に反し貯蓄を奨勵するの道にあらざるを認む故に自今囚人領置金無利子預入の手續を改め郵便貯金とし凡そ左の規定に依り利殖を圖らしめんと欲す之に對する意見如何

囚人郵便貯金取扱規定案

第一 囚人の領置金は此規定に依り取扱ふべし

第二 囚人郵便貯金は被領置人の名義を以て郵便條例に依り最寄郵便局に預入れ利殖の道を圖るべし

第三 囚人の領置金は必要の費用（發信郵便税並に自費食物購求等）概算を控除して之を監署の保管となし其他は總て郵便貯金とし貯金通帳は監署に之を保管すべし

第四 囚人に給與の工錢は翌月の首に於て之を本人に告知したる後前項の必要費を控除し前月の支拂現金と共に之を郵便局に預入の手續を爲すべし

第五 囚人郵便貯金預入の手續は歳入歳出外現金出納官吏に於て豫め郵便局より貯金預入報告書用紙（離形第一號）を受取置き之に通帳記號番號金額及氏名を式の如く記入し之に對する現金及貯金通帳（通帳受取書）を取纏め之を當日出張の郵便局員に交付し假領收證を徴し置くべし但新規預入に係るものは貯金預入申込書を添付するを要す

第六 郵便局出張員前項の現金貯金通帳及預入報告書等を領收したるときは假領收證を差出し置き相當の手續を了したる上先きの假領收證と引換へ貯金通帳を監署に差出すべし

第七 新規預入の囚人にして印章を所持せざる者は貯金預入申込書に印鑑を要せずと雖も在監中拂戻を要するときは典獄之を證明し拂戻の手續を爲す

離形第一號

[illegible]

(貯金預入申込書略ス)

本表ノ通り貯金預入候ニ付報告候也

へし但出獄後貯金の拂戻を請ふときは典獄の證明又は所轄市區町村長の證明ある印鑑届書を提出せしむへし

第八 囚人釋放に際しては必要の費用は之を拂戻請求の上本人に交付するの外總て貯金通帳を以て下付すへし

第九 刑事被告人の領置金は本人の請求に依り此規定に準し取扱ふことを得

参 考

一 預置金出納簿及預置金人別簿は總て從前の通取
 扱ひ摘要に其旨を付記すへし
 一 囚人郵便貯金通帳は本支金庫の保管證書と共に
 歳入歳出外現金出納官吏に於て保管し金庫に格
 納し置くへし
 十三、監獄則及監獄則施行細則を別冊の通改正せんと欲す
 （別冊零す）

(別冊零す)

○指示事項

一 新任看守の教習に就ては夫々適當の方法を講し之を實行しつゝあることなれども其の既に教習を卒へて本務に従事する者若くは従前よりの勸導

に依り新習課程を卒業せざる所の現任者に對し、進んで之を薰陶する方法に於ては尙ほ未だ遺憾あるを免かれざるものゝ如し故に典獄は宜しく自ら一般の看守に對して時々必要事項の訓授を加へ尙ほ書記、看守長、監獄醫等をして各其の主管の事務に就き看守に對して教習を加ふる所ならしめ其の結果は隨時適宜の試験法を設けて之を検し之に由つて獨り其の成績の考査を正確ならしむるのみならず亦看守をして其職務に奮勵練達する所あるに至らしむるの注意あるを要す

一 從來刑期一年以上ノ囚人身上票は悉く警察署へ照會すへき規定なりと雖も實際上悉く照會の勞を採るは徒らに經費と手數とを増すの嫌ひなきに非らざるものゝ如し殊に最近の時期に於て釋放したる者の再入の場合若くは身元確實と認むる者等に就ては警察をして更らに之を調査せしむるの必要あらざるへきか故に是等のことは總へて實際に臨み便宜の措置をなすも妨はなし但之が爲め又濫に照會の勞を厭ひ必要の分も之を省略するか如きことある可からざるは勿論にして其の必要と認めたるものは短期囚と雖も事宜に依り警察署に照會し

(七四)

典 獄 會 議

成るべく其の教養の下に機宜の處分を行はしむること却て能く懲戒の効を奏するものゝ如し故に教場内に在つては教師に於て努めて犯行を未前に豫防するの注意あるべきは勿論其の犯則に涉るものと雖も事の輕微なるものは便宜教師をして相當の處分を加ふる所あらしむべし教師も亦宜しく此の旨趣を體し恩威並ひ行はれて能く教育の目的を徹底せしむるの注意あるを要す

一 新たに入監する所の囚人に就ては醫師に於て慎重の診査をなすを以て疥癬結核等諸般傳染性疾患の有無を確め直ちに之に對して相當の措置を加ふる所ありと雖も刑事被告人の入監に際しては往々此注意を缺き之れが爲めに被告人をして不幸に陥らしめ且監獄一般の衛生を全ふする能はざるの憾みなしとせず監獄衛生の旨趣を貫徹するが爲めには固より囚人と被告人とに由て其間に厚薄あらしむべからざること勿論なりと雖も殊に被告人の如きは無罪純白を以て待つべきものなるか故に一層鄭重に其健康を保全するの道を講せざるべからず典獄は宜しく此旨趣を体し醫師をして彼是診査上粗略なからしむべきは勿論能く全般に涉つて監

監 獄 誌 第 十 卷 第 五 号

(六三)

て其の確實を期せしむべく尙ほ一面上票を調製する際に在ては嚴に囚人を戒め虚偽の言を弄することなからしめ若し照會の後之を發見せば場合に依り懲戒を施すの手段を探り仍ほ照會に由て確めたる誤謬の廢は宜しく速に關係諸帳簿を訂正せしめ警察署に照會の手續をして形式に流れしむるが如きことある可からず

一 身分帳中行狀録の欄内の工錢額各項の記入方に就ては總て當該勘査期間の額を記入するを以て從て之が爲に特に調査を施し煩雜なる手数を要するに至るを免かれず故に 一の記入方は便宜當該勘査期前月分迄のものに就き之を掲ぐることを爲すも妨けなし

一 囚人の教誨に就ては各監獄に於て深く注意する所あるべしと雖も其の實際に就て之を見るに往々形式に趨せて活用に乏しく或は徒らに高尚なる漢語佛語等を用ひて囚人をして解し能はざらしむるか如き弊なきにあらず又個人教誨の如きは所謂人に依て法を説く手段に由り能く當該囚の罪質犯由性情其他身上諸般の關係を省察して勉めて機宜に適するの教養を加ふべき筈なるに是れまた動も

すれは唯千遍一律の教誨訓諭を施して以て足れりとするの傾きあるを免かれず斯の如きは以て教誨の効を奏する所以の道に非ず宜しく深く注意を此に加へ平易を旨とし剴切を努め囚人をして普く教誨の旨趣に感悟せしむる所あるを要す

一 教誨堂に囚人を集めたる際に在ては固より其容儀の端正嚴肅ならしむるを要すと雖も一々號令の下に動作せしめ或は教誨中戒諷者に於て濫りに制叱を加ふるが如きことあるは甚だ事体の宜しきを損たるものに非ず然れども亦多數囚人の進退をして錯雜喧囂ならしむ可からざるは勿論なるを以て平常に於て能く之れを訓示を加へ貴き教誨堂參集の際には専ら教誨の尊嚴を保つことを務め教誨師の指揮なきに濫りに制叱を加ふるが如きことなからしむるは勿論動作に關する號令の如きも成るべく之を省き囚人をして自然に心情の平和と姿勢の端正とを保ち肅然として改過遷善の恵に浴せしむるの注意あるを要す

一 教場内に於ける就學者の取締處分は典獄の職責に歸すべきは勿論なりと雖も其の懲罰を加ふる以前に於て先づ教師をして厚く之れに訓戒を施とし

獄衛生の周到を期し殊に被告人に就きては最も慎重なる注意を加ふべし

一 監獄に於ける精神病者の處遇に就ては往々にして周到の注意を缺き或は之を其の初期に救治するの機會を誤まり或は其の既に症狀の顯著なる者に對し全く不治の疾病と見做して適當の治療を施すことなく單に一室に監禁して以て足れりとなすか如きものなきに非らず是等は固より醫術の専門に屬することなりと雖も一面主務の監獄醫をして一層處遇の注意を深からしむると共に一面典獄に於ても成るべく其の設備を全からしむる所あるを要す而して又該患者日々の症狀及處遇の實況に就ては一般病床日誌と同しく細大記録に存し伊き他日の參考に供するを要す

一 在監人殊に刑事被告人にして危篤の病患に罹りたるときは醫師に於て直に危篤の旨を典獄に報告し典獄は更らに之を親戚に通知すべき成規なり然るに往々危篤を報告するときは既に殆んど死期に瀕し甚だしきは則ち危篤届と死亡届と同時に併せて之を提出するか如きものあるが爲めに終に危篤通知の効用を全からしめ能はざるの憾あり尤も病

症の急激なるものにあつては事實止むを得ざることをなりと雖も其然らざるものにして尙ほ之れあるを免れざるに至ては全く之を以て當局不注意の責に歸せざるを得ず宜しく危篤の意味は寧ろ廣義に之を解し其重症大患と認めたるものは醫師をして成るべく早く屈出しめ敏速に之を親屬に通知するの注意あるを要す

一 在監人用の被服臥具は往々にして汚穢破綻の儘之を物置若くは空房に藏置するものあるか如し是等は宜しく速に洗淨補綴を施し一定の場所に存置すべきは勿論現に使用に係るもの雖も其體格に不適當なるもの若くは汚穢破綻のものは速に之を取換へしめ澀濯補綴を施し在監人の服裝をして常に秩然たる紀律を保たしむべし

一 作業は治獄の要務なるを以て各地方の情況に應し之か完備を計り工錢の如きも今一層其收益を増進せざるべからざるに此點に就ては比較的注意十分ならざるの實況あるを免れざるものゝ如し是れ固より各地方經濟上の關係其の他諸般の狀況にも由るべしと雖も然かも尙ほ當局者の注意如何に由つて進んで之を振張完備し得るの餘地なしと謂ふ

へからす例へは作業主任官吏の選擇を慎み特に其事務に堪能格調なる者を擧げて之れに任するか如き主任者をして日々監房工場等に就き親しく自から囚人に直接して其の就役の實況を監視せしむるか如き尙ほ又一般戒護に従事する所の吏員をして能く監獄作業の本旨を領解し之をして規律其の他遇囚の要件と相融合するに至らしむるを計るか如き之を實行するの結果は多少必ずず作業の面目を改むるに至るべし要するに典獄にあつては一層周到の注意を此に加へ治獄の要件たる作業をして適當に振張せしめ以て之か完備を計るの計畫あるを要す

一 作業素品製品の收支に就ては嚴密に監督を施すへき旨昨年既に指示する所ありたりと雖も受負業の素品製品の收支に就ては尙ほ往々にして鹵莽に涉るの嫌なき能はず殊に人員を以て受負に付したる場合に於て最も多しと爲す苟くも既に作業の種類にして一定の科程の存する以上は其素品製品の收支を明かにするに非ずんば爲めに監獄と受負人との關係に於て一種の情弊を醸生するの恐れなきに非ず故に作業素品製品の取締に就ては官司たる

と受負たるとに論なく今一層慎重なる注意を加ふるを要す

一 行刑上監獄統計の必要缺く可からざるは言を俟たずと雖も其依て得る所の材料にして若し劃一精確を缺くか如きことあらしめは其の効用を全ふすること能はざるべし然るに從來の經驗に依て之を見るに各地取調方往々區々に涉り之を拾收綜合すと雖も比較上其の真相を知る能はざるの憾らみあるのみならず亦之れか爲めに推問訂正等無用の手要すること多きを免かれず故に自今調査の方法に數を就ては一層努めて正確の材料を擧げんことを期すべし而して尙改正報告例に就き區々解釋を異にする點は左に其説明を掲ぐるを以て之に依り其の取扱を劃一ならしむることを要す

報告例に關する疑義の説明

一 在監月末現在囚名表の財産に對する罪の中には特別法を以て規定せられたる屋外竊盜又風俗を害する罪の中に富強購買、牙保補助をなしたるものゝ如きは合算せず條例規則違犯の欄へ各別に記載すべきものとす各罪名表亦同じ

一 監獄の地所及建物表中拘置監には拘置監に代る

へき警察署の監房は合算するに及ばず其他とは事務所倉庫校架場等を云ふ

一 看守女監取締押丁賃罰及給助表中には看守長其他戒護の事務に従事するものにして本表に相當する受負者あるときは其欄を設け記入するものとす

一 刑事被告人出入表の最多日最少日の人員は警察署留置場にある人員も包含す

一 同表説明第一項拘置監に入りしものとは拘留狀を發したる人員を謂ふ

一 出監刑事被告人滞獄日數表拘禁三十日以上に及ひ訴訟より召喚なきものとは拘禁後三十日以上召喚なき者及召喚あるも其後三十日以上召喚なきものも合算すべきものとす

又本表の備考第二項の放還者受刑者の下「等」の一字を脱す故に死刑者責付者保釋者も合算すべき趣旨なり

表中放還者の罪名にして判明せざるものあらは相當の手續を盡し掲載するを要す

一 囚人出入表の集治監へとあるは集治監に限り常に起る事實にして即ち假留監より集治監へ押送する場合を云ふ

一 新受刑四人の罪名別各表共第一欄より合計に至る人員は四人出入表の新受刑者に就き分類し附加罰金の換刑者も亦四人出入表の換刑者に就き之を罪名別に分類するものとす但し森林法により禁錮罰金を併科せられたるものあらは其人員は四人出入表の新受刑者には一と掛け罪名表には各別に記入し尙其人員刑名共備考に附記すへし

一 新受刑四人の罪名及宗教表の宗教の調方に付ては表式に説明せる如く本人の信仰する所のものを掲ぐべきものに付墳墓所屬の宗派如何に拘はらず實際宗教の信者なるや否を糺し記入すへし故に若し信仰なき者に在ては無信教の欄に掲載すべきものとす

一 新受刑四人の罪名及職業表の職業分類の一例を舉ぐれば左の如し

一 自由業 兵員、新聞記者、藥劑師、入歯、按摩、宗教家、學術文藝に従事する者、遊藝師、寫眞師、財産の收入のみにより衣食する者、銀行諸會社の役員雇員の類も亦包含す

一 農業 耕作及養蠶業者 自作農、小作農、養蠶業者の類

其他 牧畜業、山林業、養魚、養鶏蠶業、漆採、植木職、庭師の類

一 儲及助手 農作及養蠶手傳、同日雇作男の類

一 鑛山業 其他礦物及石炭寶石の採掘、石油の汲取等に係る勞働者の世話役の類

一 工業 起業者とは多數の人を使用する工業場の業主を云ふ故に個人或は單に一二の人を使用して自ら工業に従事するの類は技術者の欄に掲載するを要す

一 商業 儲及見習とは番頭、手傳、小僧等の實際商品の賣買受授に従事するものゝ類

一 勞働者 僕婢の欄には職業の何たるを問はず炊掃、使役に従事するものは總て合載するものとす

一 其他 以上各業に屬せざる職業は勿論及各業の家族、料理番、庭番、自身番等も包含す

一 無職業 一時業務なき者、全く業務なき者、娼妓、乞食の類

一 新受刑四人再犯以上の者前犯出監時の賞表表には四人勘査規定改正前の放免四には賞表四個以上を有するものあり此の如きものゝ入監したる場合

には合計の上に其欄を設け掲載するものとす

一 出監後再犯時に至る期間と前犯刑期表の期間とは出監より再ひ罪を犯したる期間にして再入監の期間を云ふにあらず

一 本表の刑期は引續き換刑を執行したるものに付ては之を通算すべきものとす

一 同表中一年以下の者一年以上の者ある一年以下とは一年未滿の者を云ふ以下此類の諸表亦同し

一 放免の四人表中附加罰金の換刑者は假令警察署の留置場に於て執行の者と雖も十一日以上なれば總て本表に合算すべきものとす

一 在監人病者死亡者病名表の罹病者及同延人員は前年よりの罹病者にして本年に繼續のものは罹病者及同延人員死亡共之を朱書すへし

一 又自殺者及變死者は罹病者及延人員の欄には——を施し死亡にのみ其人員を掲ぐるものとす

一 在監人疾病死亡の日數年輪及月別表の病者とは前表の罹病者と同一のものを云ふ

一 發病者死亡者年輪及月別前年繼續のものは掲ぐるに及はす故に前表疊書の罹病者及死亡者ト符合すべきものなり

一 在監人の作業延人員及工錢表の刑期百日以下とは現役一百日以下の誤植なり

一 工錢及給與額は科程外科程不丁共一ヶ月の數を積算して差引の上了否を算出し相當の工錢及給與額を定むる處にあつては其結果を一ヶ月計算して掲ぐへし

一 幼年囚懲治人の就學表總人員の次に——の區畫線を脱す

○追加諮問事項

一 監獄則第二十五條中正當の費用とあるは各地其解釋を異にし從て區々の取扱に出づる如き實況あり故に凡そ左の如く其種目を定めんと欲す

種目

書籍 印紙切手の數 罰金追徴 直接税の納入 債務の辨償 滋養食物の購給 衣類 父母妻子の吊祭等

(付本案は從前の取扱に比し滋養食物購給の項を加へられんとするにあるが如し)

(二五)

監獄雜誌第十卷第五號

○委員付託事項答申書案

典獄會議に於て委員に付託せられたる諮問案に對する委員諸君の答申書左の如し

○甲號諮問事項第一答申書

一看守定員令改正の件

第一條 集治監假留監並廳府縣看守所の定員は拘禁男子五百人に付八十五人とし拘禁男子五百人以上は五十人を加ふる毎に千五百人迄は看守六人を加へ拘禁男子千五百人以上は五十人を加ふる毎に看守五人を加へ拘禁男子五百人未満は五十人を減する毎に看守五人を減し毎年前々年度より起算し已往三年間の拘禁男子平均數に依り之を定む

但集治監に於て拘禁男子の定員あるときは之に依り看守所の定員を定む

第二條 前條定員の外集治監の分監には各四十人以下控訴院所在地の監獄署並廳府縣の監獄支署には各五人以下の看守を増置することを得

但廳府縣内に數ヶ所の監獄あるものは本條監獄支署の例に依る

第三條 監獄の構造役業の種類其他特別の事情によ

り必要ある場合に於ては内務大臣の認可を経て第一條定員の外更らに五十人以下の看守を増置することを得

第四條 拘禁男子の現在數第一條の平均數に比し百人已上の増減を生じたるときは百人に付看守十人の割合を以て看守を増減することを得

第五條 教習中の看守は定員以外とす

第六條 本令は明治三十三年四月一日より施行す

○甲號諮問事項第二ニ對スル答申

各監獄署に於て備へ置くべき帳簿書類を一定するは事務統一上極めて必要なりと雖も從來各監獄に於て取扱ふ處の事務各趣を異にするを以て帳簿の様式は今遽に一定せしむること困難なりと雖も其名稱種類は制規定例あるものを除く外此際一定ならんことを望む其様式に至りては各自歸任の上各種類に對する様式を取調主務局へ進達せしめ後期御諮問會までに御成案更に御諮問あかんことを希望す而して御諮問案中挿入及削除すべきもの左の通に有之候

一 庶務に關する帳簿書類の内

- 一 入監簿
- 一 日誌
- 一 記録目錄
- 一 特赦假出獄原簿

右挿入

- 一 作業に關する帳簿書類の内
- 一 製作命令簿の下及注文券の四字挿入
- 一 素品原簿を素品出納簿作業別素品出納簿を素品内譯簿と改む
- 一 經理に關する帳簿書類の内
- 一 制規ある諸帳簿を削除し物品交付証印簿を挿入す
- 一 戒護に關する帳簿の内
- 一 懲罰簿の上に賞譽簿の三字を加へ行狀原簿を削り訓授簿を挿入す
- 一 醫務に關する帳簿の内
- 一 体量檢定簿を挿入す
- 一 教誨に關する帳簿書類の内
- 一 分房拘禁者成績簿を挿入す

典獄會議

(三五)

○甲號諮問事項第五ニ對スル答申

- 一 入監簿
- 一 日誌
- 一 記録目錄
- 一 特赦假出獄原簿
- 一 作業に關する帳簿書類の内
- 一 製作命令簿の下及注文券の四字挿入
- 一 素品原簿を素品出納簿作業別素品出納簿を素品内譯簿と改む
- 一 經理に關する帳簿書類の内
- 一 制規ある諸帳簿を削除し物品交付証印簿を挿入す
- 一 戒護に關する帳簿の内
- 一 懲罰簿の上に賞譽簿の三字を加へ行狀原簿を削り訓授簿を挿入す
- 一 醫務に關する帳簿の内
- 一 体量檢定簿を挿入す
- 一 教誨に關する帳簿書類の内
- 一 分房拘禁者成績簿を挿入す

右及答申候也

名籍原簿の様式及制式不便なるか爲め入監の都度直に之へ記入せしむること難き故多くの場合に於ては補助簿(即ち假名籍)なるものを設くるものあり是れ畢竟原簿記載方困難なるか爲めに二重の手數を要するものなるを以て之か様式を改正し日本帳とし記入を容易ならしめんことを望む

右及答申候也

○甲號諮問事項第六ニ對スル答申

習慣犯者に對しては將來左の主旨に依り刑法を改正し及處遇するを適當なりと信す

一 現今習慣犯者に對し刑罰を科するに短期に失し之を矯正するに不充分なるの感あるを以て充分矯正するに足るの程度を以て長期の刑罰を科するの主旨に刑法を改正せられんとを望む

二 處遇上に付ては相當期間内必分房に拘禁し矯正時善せしむるに適當なる程度を以て紀律を嚴格に執行するを要す

右及答申候也

○甲號諮問事項第七ニ對スル答申

未丁年囚及懲治人は左の如く成規の改正若くは處遇するを適當なりと信す

(四五)

監獄雜誌第十卷第五號

一末丁年囚の處遇は教誨を専らとし且つ身體の發育を助長せしむる爲めに適當の運動体操をなさしめ特に役業の撰定に注意するを要す

二懲治人は元來監獄に拘禁すべからざるものなりと信するを以て全然之を監獄に入らしめずして地方に適當の場所假令は感化院等の如きものを設け此に依り専ら家族的の處遇をなし教養を専らとし以て懲治の効を完からしめんことを望む

前項の設備をなすまで止むなく監獄に於ては全然懲治場を他の監房工場と別異するは勿論之を戒護するには看守又は押丁等を用ひす特に相當の備人を以て之に充て教養を専らにするの方針を取らんことを望む

右及答申候也

○甲號諮問事項第十二對スル答申

御諮問事項囚人郵便貯金取扱規定案は刑法の改正違からざるへきに付之に伴ひ工錢を恩惠的の性質に變換し其利子を以て慈惠の用に充度見込に有之且假令今日此規定を勵行するも刑法を改正せらるれば則ち隨て即時に之を廢止せざるを得ずして所謂朝令暮改の姿となり囚人の感情を害すること鮮少ならず加之

其手數繁雜に涉り到底整理し難きものと認むるを以て御施行御見合相成度備と議決致候條此段上申候也

○典獄協議會議案左の如し

一賞表授與其他式場の節は典獄看守長は禮裝すべき件

三池、長崎、福岡、大分、

佐賀、熊本、宮崎、鹿児島提出

一死刑の宣告確定し其罪狀特に憫諒すべきものあるときは典獄より特赦又は假出獄の例に準し死刑宥恕の事を内務司法兩大臣に内申するの道を開かしむるの件

埼玉縣提出

一監獄則中改正の件

監獄則第七條を削除せられたき件

監獄則第三十一條中習學年齡を滿二十歳未満の者と改正せられたき件

監獄則第四十二條第一項屏禁處罰を廢せられたき件

監獄則第四十二條に左の處罰を加へられたき件
工錢收奪 一ヶ月以上五ヶ月以内給與工錢の

半以内を收奪す

不給菜 七日以上二ヶ月以内味噌、鹽、大

根漬等の外菜を與へず

三重縣提出

一別房留置人の處罰は現行監獄則に依ることに定められたき件

三重縣提出

一擄嬰囚にして減食並に闇室處分を受けたる者あるとき其乳兒の取扱方を定められたき件

三重縣提出

一囚人の身分帳は移送の際悉く添付するは勿論放免者にして他縣より照會せしときは其需に應ずべき件

三池、長崎、福岡、大分、佐賀

熊本、宮崎、鹿児島、沖縄提出

一看守長は看守又は女監取締の提出したる行狀觀察録を參酌し自己の意見を定め刑期五年未満の者は一ヶ月に一回刑期十年未満の者は二ヶ月に一回刑期十年以上及無期刑の者は三ヶ月に一回身分帳行狀録に記入すべき件

三池、長崎、福岡、大分、佐賀

熊本、宮崎、鹿児島、沖縄提出

一在監人菜代一日三錢以下と改正せらるるも最下點の定めなきを以て或は實際上改正の趣旨に副はざるの遺憾なきを保せず旁々以て一日壹錢五厘以上三錢以下の範圍を以て支拂ふの方針を以て取扱ふては如何

高知、群馬、徳島、沖縄、熊本提出

一業種に依り可成食糧を一定する爲め委員を設け之を調査したき件

岡山縣提出

一在府縣囚徒費及控訴人費は實費に依る事但前々年度精算の監獄費に依り算出す

三池、長崎、福岡、大分、佐賀

熊本、宮崎、鹿児島、沖縄提出

一本年四月八日監甲第四號を以て監獄局より刑執行中の囚人に對し餘罪若くは上訴の爲め他管へ押送したる後無罪又は免訴の宣告を受けたるより之を引戻す場合に於て判決確定後數日間滞獄したるときは其費用は引戻を請求する府縣の支辨に屬すと通牒ありたり右費用の負擔額は實費なるや將た上訴者の例に依るべきや

(六五)

監獄雜誌第十卷第五號

一 主務局に建築技師を常置し監獄築造に關する仕様等を審査し若くは府縣の需に依り設計及圖面等を調製せしめられたき件

三池、長崎、福岡、大分、佐賀
熊本、宮崎、鹿兒島、沖繩提出

一 監獄署内の一房に留置場の札を掲け拘引狀を以て執行したる刑事被告人を留置くことを得るや若し留置くことを得るものとせば其取扱は拘留狀を以て執行したる刑事被告人と同一に取扱ふものに非ざる乎

栃木、山梨、山形提出

一 刑事被告人宛の來信書を典獄に於て開披する例なるも現行の法文上少しく穩當ならざるの感なき能はず右は規則上果して差支なき乎

高知縣提出

一 囚人懲治人の犯罪あるときは刑法の制裁を受けるものと否とに拘らず其犯罪の監獄の紀律を亂したる故を以て懲罰は免るゝを得ざるや將た懲罰を科せず單に刑法の制裁に一任すへき哉

一 刑事訴訟法第八十五條第二項中書類とあるは書籍

をも包含せる乎

山形、宮城、宮城集治監
秋田、福島、岩手、青森提出

一 監獄醫教諭師は各相當官吏に準し恩給法を設けられたき件

一 女監取締は看守給助例に準し給助法を設けられたき件

三池、長崎、福岡、大分、佐賀
熊本、宮崎、鹿兒島、沖繩提出

一 退職看守にして年金證書を所持せる者再び(同府縣)看守を奉職し勤続二年以上にして退職したるときは其年數相當の恩勞金若くは一時給助金を支給するか將た又前後の勤続年數を併算して年金額を増加するか前項前後の勤続年數を併算して年金額を増加するときは最前勤続九年にして退職し後奉職一年にして退職したるときも尙ほ前後の勤続年數を併算して更に年金證書を付與するか

廣島縣提出

一 監獄醫務所長及主席教諭師は奏任の待遇とし醫員及次席教諭師は判任待遇の制に定められたきことを建議するの件

一 看守懲罰免職通知を廢止するの件

香川縣提出

一 通譯に従事する看守には特に參十圓以内の加俸を爲し得へき様俸給令に追加せられたき件

長野、群馬、熊本、宮崎、宮城、大分提出

一 監獄官吏にして傳染病豫防救治に従事せしめたるとき府縣の俸給を受ける者は既に該費を以て相當手當を支給し得へきも書記看守長に對しては支給の途なきを以て將來特に支給せらるゝ様致度件

長野、群馬、熊本、宮崎、宮城、大分提出

一 備員を全廢し看守の定員を増加し事務を補助せしめ執務上の便利を謀る件

三重縣提出

一 監獄則中又は他の勅令を以て監獄支署長の職權を定められんことを建議するの件

岡山縣提出

一 專任授業教師を設置せられたき件

香川、愛媛提出

一 女監取締設置程度を改正せられたき件

典 獄 議 會

(七五)

一 看守給助例改正の件

秋田、宮城集治監、山形、福島、青森、岩手、宮城提出

一 女監取締に羽織、袴、雨衣靴を支給せられたき件

香川縣提出

一 女監取締の支給品を規定せられたき件

三池、長崎、福岡、大分、佐賀、熊本

宮崎、鹿兒島、沖繩、岡山、秋田提出

一 監獄書記看守長の名稱を併一にし司獄事務の敏活を計るの件

三重縣提出

一 逡査看守考試規程第四條看守學術試驗科目に裁判所構成法大要の一科目を加へ而して看守長に採用するには會計法規大要を省察することを得と改正するの件

栃木縣提出

香川縣提出
一女監取締及授業手の休暇規則を定められ度件
三重縣提出
一看守中受業生の上衣に其受業生たる徽章を附着する件

栃本縣提出

一看守長の外套の袖章を改正するの件

栃本縣提出

一看守部長の上衣袖章を改正するの件

栃本縣提出

一看守外套卸は總て眞鍮に改正せられ看守部長は袖章に付し區別せられたき件

三池、長崎、福岡、大分、佐賀、
熊本、宮崎、鹿児島、沖縄提出

一精勤證書を授與せる看守に對して之を表彰する爲め日章形(品貨其餘)(又ハ銅)を左腕の上部に付着せしむる様規定せられたき件

廣島縣提出

一刑期一年以上の執行指揮に添付せる裁判判決書は必ず謄本を以てすへきの規定を設けられたき件

宮城集治監提出

宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田賛成
一明治三十一年十二月十九日内務省訓令第三十五號
押丁給與品及貸與品規則第一條及第三條中に左の一項を加へんとす

第一條

一靴の次へ

一ダートル又は(長靴) 一足

第三條

一靴の次へ

一ダートル又は(長靴) 一足 一年

滋賀縣提出

一從來監獄費支辨に屬せし各警察署留置場常置器具設備の費用を一切警察費支辨に移さんとす

滋賀縣提出

一監獄醫又は教誨師俸給平均額左の如く定められんことを望む

監獄醫俸給平均額參拾五圓以上四拾圓以下とす
教誨師俸給平均額貳拾圓以上貳拾五圓以内とす

一在監人にして普通人民の危急に際し其人命を救援したる場合は一般人命救助の例に依り賞譽し又逃走者を捕獲したる場合は警察賞譽規則に依り賞譽

寄

書

○藥品の収支に就て

秋田縣監獄藥劑師 佐藤 龍藏君

せらるゝ事に一定を望む
一囚人懲治入賞表授與式施行方一定せられんことを望む
一在監人(被告入を除く)處罰標準を設けられんことを望む
茨城縣提出
一監獄則中懲治場の名稱を刪除せられ別に刑法に依り懲治處分せられたる者及民法第八百八十二條に依る懲戒其他不肖少年の感化に關する規定を發布せられたき事
一監獄書記看守長の休暇規則を制定し皆勤方に依るの件
一發贈付與を許さるる信書處分の件
一刑事被告人出入表等の最多日最少日の人員は警察署留置場にある人員も包含するとの解釋なるか右は少からざる手数を要するを以て監獄署支署のみ
の人員に止むる事

石川、富山、福井提出

此問題に就ては不完全不整理にして未だ完全の方法なき事は屢々唱導せられ又事務官小河先生の雜記等にも大に論及せらるゝ處なりとす之れ他なし其整理の頗る難事なるか故にして余輩其職を汚す者の大に遺憾とする處なり然れども其難事なるの故を以て放任せんか終に其完全の日なく其不完全をして黙々に消過せんか終に其整理の期なし余不才劣の恥を顧みず其難事たる所以を説き以て大方諸高士の明教を仰き其完美を期せんとす垂示に惜むなくんば幸甚抑も藥品の收支就中支出の事たるや醫師の處方箋に據て計算せざるべからざる者而して多數の處方箋を有する場合其計算の繁雜手數なる素より容易の業にあらずと雖ども然れども是れ爲し能はざるの事に非らず唯最も困難なるものは調劑に際し一瓶の藥品常

(一六)

寄 書

藥品名數	量	藥品名數	量	藥品名數	量
苦味丁幾	四月一日	重曹	二〇〇	硝着	五〇
.....	五〇〇				

藥品假拂簿 (用紙半紙全界紙)

定せり)又支拂高は日々の處方箋により精査し其支拂高を先づ假拂簿に記載して醫務所長の認印を得たる後受拂簿に轉記し差引残高と現品と對照し置く者なり

終に隨て一言す余輩前記の如き不完全をも不願爰に掲載する所以のもの抑も諸士の高敷を得て完全する整理を期せんと欲するか爲他のみ監獄に於ける規程等を續々本誌に掲載せられ採長補短の便を與へ賜らば豈獨り余輩の幸福のみにあらざるなり敢て各監獄署當事者諸士に謹請す

丁 幾 味 卓

年月日	摘要	單位	受高	拂高	残高	備考
四	一	瓦	450'0	50,0	400,0	
	二			50,0	350,0	

藥品受拂簿 (簿記帳)

監獄雜誌第十卷第五号

(〇六)

に數百度に秤量せらるゝ者其間俗間所謂量減りと稱して量を減し既定の量(即ち初め受入たる量)迄使用する能はずして消耗し盡し若又酒精製其他揮發性物質に依て浸出又は溶液とせられたる者(例之丁幾類)の如きは自然揮散又は蒸發して既定の量迄使用する事能はず此等の事たる一考すれば容易に防くを得る如しと雖も事實に於ては決して然らず如何に精密に秤量し緻密に防衛すとも到底救ふべからざるの事なり而して此等自然消滅に歸りたる量目は其支拂に對し明瞭に記載する方法なく唯單に量減り又は自然揮散等の如き不明瞭なる名稱と計算の下に所置せざるべからざるの一事常に余の難事中之至難事として苦慮する所なり

尙ほ爰に當署規定に係る藥局處務細則を參考の爲め掲く是れ素より不完全を免れざるへし諒覽を乞ふ

醫務所藥局處務細則 (明治三十年四月頒布)

- 第一條 藥局は醫務所に屬し藥劑師を置き醫務所長之を監督すべし
- 第二條 藥劑師は監獄醫の處方箋に據り調劑する者とする
- 第三條 調劑に關する件及藥品の保管に付不都合

- 第四條 毒劇藥は管中に收め鑰を施し他人をして手を觸れしむべからず
 - 第五條 藥品の購入は醫務所長を経て第三課に照會する者とする
 - 第六條 藥局に於て使用する藥品の出納及器具の保管は藥劑師之を司り醫務所長之を主管す
 - 第七條 藥劑師は藥品受拂簿及藥局器具保管簿を設け一切の出入を記帳し常に現品と對照し置くべし
 - 第八條 藥劑師は別に藥品假拂簿を製し日々其仕拂を記帳し醫務所長の認印を受け更に藥品受拂簿に轉記する者とする
 - 第九條 醫務所長は第三課長立會を以て毎月一回帳簿及現品を検査する者とする
- 右の如き規定にして其記載方の順序手續は左の如し一の藥品を要する場合用度掛へ醫務所長を経由して請求し交付されたるときは之を藥品受拂簿中其藥名下受入高の欄内に記帳し(一磅は四百五十五瓦一瓦は二十五瓦とす是れ正規の量より少きなれども亏入又は磅入は往々正規の量丈け無き者多きにより如此規

(二六)

監獄雜誌第十卷第五號

製造品價格料定方法に就て西原東畊君に質す

石川縣 栗軒居士君

製造品價格評定に付ては當局者間に種々の議論あり未だ歸一の點を見ず予も未だ卑見を定むるに苦しむ内本誌第拾卷第參號に於て君の高説を聞くを得て大に疑惑を氷解したることを謝す然れども高説の第二項及第參項に對しては聊か疑なき能はず

貴説の中に曰く「素品原價と工錢を基とし尙ほ其製品の精粗と市價を鑑み製品價格を評定す」とは注文價格と仕入價格と均衡を保たしむる能はざるに至る何となれば仕入品は物品出來後價格を定むるを得るも注文品は初め價格を定め契約を爲すものなるに依る云々」と予の疑を存するは注文品の價格は初めに定めざるべからざると云ふ點にあり時と品とに依り注文を受けるの當時に於て價格を定めざる可からざる必要もあるべしと雖も必ずしも斯くあらざる可からずと云ふにはあらずるべし最も確乎たる經驗なき注文品は豫め價格を確定せず假令へは何程内外とか凡そ何程とか云ふか如くせば可ならん若し價を確定

せされは注文を受けられざる場合には充分の經驗を積みて后ちに契約を爲すべし在監人の作業は危險を冒すも尙ほ受負を爲さざる可からずと云ふべきものに非ず然れども經驗する所に據れば其監獄に在來する處の作業に對する製作品の多分は注文を受けるに當り市價に照らして相當の價を定め得られざるに非ず之れを要するに注文製造品の價は充分の經驗あらは確定價を以てし否らされば概定價に據るべし斷して注文を受けるるとき確乎不動の價を定めされは受負を爲し能はざるものなるべきに貴説の之れに反するは予の第一の疑義なり

君は又曰く「製造品の精粗と市價に依り價格を定むるとせは其價格の如何に依り必ず損益なかる可らず而して其損益は資本と勞力とに分配せざるべからず云々」と損益を資本と勞力とに分配するは民間の事業者に於ては之れを爲すことを得へきも監獄に於ては不可能の事に屬す何となれば在監人の工錢は作業を命するに一日若くは壹箇に付若干錢と料定したるものなれば損益に由て前の料定を變更し増減すへきものに非ざるは最も見易き事なるに君は如何なれば資本と勞力とに分配せんと説かるべしや之れ予か

寄

書

(三六)

第二の疑義なり

殊に貴説の末段に「等級の査定を精密にし技能に適せしめ且つ等級の昇降を嚴密に執行すれば價格の不相當を來すの恐れなし又市價に鑑み價格を評定せざるも時に應じ工錢を料定すれば價の物に應ぜざるの患なかるべし」と其等級を査定し昇降し又工錢を料定するには製品の價を定めざる可からず而て其價格は市價に據らずして將た何に據て定むべきや之れ予か第參の疑義なり

第三項の素品原價に幾分を増加したるものと工錢を計算して製造品價格となす」の方法は君の全然左祖せらるゝ所なるも「其幾分かを増加するの標準は之れを利子相場に鑑み以て之れを定むる」と云ふは甚た解す可からざるものありて存す何となれば素品なるものは買收後日を經れば之れに利子を要するは當然の理なり然れば素品買收の價に利子を加へたるものを以て素品の原價と見積るへきは普通經濟上の算法なるは予の喩々を俟たず然るに尙ほ利子相場に鑑みて増額するとは如何なる理に出づるものなるやを知ることを得ず隨て君か本説を以て至當なりとするの所以をを解する能はず凡そ物の價は製品の意匠製

作の巧拙時機の適否等に由て定まるや論を俟たず然るに素品原價に利子と工錢を加へたる額を以て賣價とするを穩當なりと斷定せられたるは如何なる理由に出たるやを見出し能はるのみならず貴説の如くして定めたる價は恐らくは常に正鵠を失して或は高價に過きて販路なく或は低廉に失して世の嗤笑を招き若くは民間の同業者に活路を失はしるに了らんとを以上は其概要の疑點を擧げて君の教を乞ふ文拙にして意味の明瞭を欠くと雖ども願くは判讀あらんことを請ふ

○監獄衛生を進むるに就て

天涯生君

監獄の衛生及醫事を進むるの道は醫師其人を得るにあることは今更茲に述べるまでもなし醫師其人を得るの道は相當の報酬と待遇を以てするにあること素より明なり然るに今日の監獄は醫師其人を待つに暇膏俗吏を以てし其得喪利害の如き顧る所殆んど絶無の傾向なるは比々皆然りと云ふも過言にあらず加ふるに營々役々僅に口を糊するを得るの報酬を以て安んず餘資の新著を購ひ新智識を収むるを得るあらんや

斯の如くにして而して相當の醫家を望み衛生の進歩醫事の改良完備を求むるは抑も亦難しと言はざるを得ず當局者は既に衛生の重責を振起するの急務なるを知らは又併せて之れ完備を求むるの醫家に依らざる可らざるを知らば何ぞ醫家其人の地位を高め資格を進むるに吝なるや高きを許して卑に就くは是流動體の性なり辱を去り榮に歸するは人間の情なり高遇優待を以て之れか門を開かは博識の醫家経験あるの刀圭家亦何を苦んで司獄界に歸入せざらんや余が今日當局者に向つて聊か訴んと欲する所なり外國の監獄醫に其適例ある如く醫家は殆んど典獄に次ぐの待遇を與へ而して報酬の如きは一般官吏職務時間中在廳するものとせは勢ひ高額の俸給を要することと言ふ迄もなし醫家に伴ふ藥劑師の如きも少くも書記看守長同等以上の地位俸額を要することは豈に見易きの道理ならずや昨年典獄會議の節監獄醫を奏任待遇となし藥劑師を判任待遇となすの建議ありしと聞く吾人は寧ろ一體して醫師及藥劑師ハ奏任若くは判任となすの改正を望むものなり然るに前者すら未だ實行を見ずして今や本年の典獄會議となる當局者よ這般の改正に躊躇逡巡決する能はずば今日以

後亦衛生の不振を云ふなけれ寧ろ獄事の改良を云ふなけれ聊か蕪辭を述べて當局者の猛省を促す

○所 感

井 蛙 生 君

貧者が辛酸を嘗て一米寸糸も粗末に取扱はず萬事に儉にして他人に信用を失せざる様誠實に立働き毫も驕奢の念なく慢心なく依頼心なく生計上に心を配り親子兄弟睦じく共に精勵する故退々と家富み榮へるに至る其は則ち貧なる味を充分悟了して萬事不如意なるは當然なる事と諒めて欲する者も求めず貧者が欲する者も求めざるは則ち我欲を妄にせず精心の清淨無垢なるの證にして其の萬事不如意なるにも係らず子は親に強請せず命令に悖らずして手足の勞を取り親を補助するは親の教育所謂仕付けの周到なるものにして實に有難事にぞある也然るに世間には貧者にして(相當の暮を爲す者にも)一家の内或は賭博に或は窃盜に或は詐欺に有ゆる惡事を働きて親子兄弟共に監獄の内に拘束せらるゝに至るものあるは則ち貧を諒むる事を能せざる者にして忍耐に欠き依頼心に富む者なり一家の内一人若しくは二三或は家内中

惡事を働くに到るは則ち其の親たる者の仕付の致す所と謂はざる可らず否な親の仕付の惡しきより生ずる自然の事たるなり以上は社會の實態にして別世界則ち監獄は自由刑を執行する處なり則ち個人に言へば恰も社會に有て貧なる暮を爲し居るが如し(衣食住は言外として)貧者が貧を諒めて欲する者も求めず又強請せざるは謹慎なる囚人が身体檢査を受けるも其の理の存ずる所を心中に辨へて敢て拒まず又敢て物を隠匿せず又我が欲する美酒佳肴も不言の内に耐へ忍ぶと同じく其の自由刑執行中なる事を諒めて誠實に謹慎役事に勉勵する后其の功顯れて賞表を受け終には假出獄の恩典を受くるに至るは則ち貧者が刻苦勵精して后富裕の人と爲るに同じきなり依て別世界の親は則ち司獄官は恰も社會の善良なる貧者の親と同じく清淨無垢且つ嚴重に仕付をせざる可らず若し社會の富者が我が子を育するに乳母を雇ひ身体は錦繡に纏ひ一度口を開て物を求めば丁稚を走らせて之を購ひ遣り我が子が惡戯して物を損すれば其方が氣を付ぬと言ふて他人を叱するが如き囚人則ち我が子をば可愛がり過ぎたる育て方を爲したる時は其の結果は如何囚人が自由刑執行なるにも係らず不謹慎

にて無法の請願を爲し度々上官に面謁を請ふて種々なる事(實際にありし事)を陳述して他囚の爲とか一身上の爲と言ひて意氣豪然(斯る者にして謹慎なるもの一人も無し食物配典の時杯は鵠の目鷹の目にて四方八方を睨め回し配分夫に目を付けて彼れには多く物を與へざるや自分のは少からずやと心を配り居る中に汁杯引操反して漸く氣が付他人が肩に倚り掛かつたてとか或は押したとか種々の事に言ひ拵へ官吏に訴へ出るが如き結果上官面謁是等一の實例たり之に反して有賞表者が種々なる事を唱へて上官に面謁を請ひ他囚の爲とか何とか言ひ出るや否やは當事者の實見する所なり、少しも改悛の狀なく出獄すれば再び入監するに至るは前陳の富者の子が成長するに及んで放蕩無頼傲驕にして終に資産を傾け代々續き來りし家柄も僅の年月にして眞の貧者と爲り又貧に陥りても之を諒めて精勵するの狀なく終には死しても弔者なきに至ると同じくして實に親たる者は深慮遠察せざる可らず況んや衣食住に不便を感せざる監獄裡に於てをや司獄官は益々一層規律を嚴にして(協同一致は欠く可らず)自由刑執行中なる事を諒めさせざる可らず但し慈愛心の無き者は親にても何に

(六六)

監獄雜誌第十卷第五号

寄

書

(七六)

てもなきなり今や別世界は生等の目には富者の暮しと爲るが如く感せり司獄官は我が子の心の横まならざる様氣隨を起させざる様可愛がり過ざる様嚴格の元に愛育せざる可らざるなり現に何不足なき富者が小供に衣服を少くして寒さに堪へさせしむるの美風の實状ある又子を愛かる親が我が子の突然自傷したる時杯神心の喪失して死地に陥らざらしめんが爲大聲叱して奮起せしめ危地を逃れしむる等其の他實地に就て推知するを得べし井中の蛙の鳴くは如此事已諸資諒せられたし

○監獄教誨師諸君に喝望す

盛岡 植木一桐君

綱祭魚陳は當時世人の貴ばざる處蓋し人智の發達に伴ひ真理の妙門を叩て哲學場裡に雌雄を決して以て眞如の月を眺めんと欲する大圓觀世の大智識界に遷移しつゝある今日にして儀式的教誨一遍の道話何ぞ俾猛惡の罪囚を感化遷善して以て能く良民に復歸し正業に依順し家族團圓の生活を得せしむるを得るや否やは我斯道界の一大至難の問題にして教誨事實の問題として本誌上に屢々散見する處ありしが未だ

囚徒を改化遷善して以て各々有縁復業の樂土を得せしめ未來永劫の福德を享受せしめんと欲する決心の有無に至りては實に重大なる關係を存する處にして苟くも此決心なくして他動的行動を以て口に百の教誨を呶々し千言萬唱するも雖ども眞に教ゆるの心なくして彼れ何んそ其教に從はん徒らに彼れ等囚徒をして偽善を裝飾せしむるの資料を與ふるに過ぎずして其間に不可言の弊害を醸し散鬱耳樂の保養的觀念を起さしめ嚴正なる規律の擾亂を闊々場裡に生ぜしむるの嫌ひなきを如何せん教誨師諸君の決心は彼れ等囚徒の眞相を誤らす教誨師諸君の眞相は彼我肝膽相照し彼れ等囚徒の眞相は明鏡に因て必らず看破するを得ん彼れ如何に頑迷不逞老猾陰謀の暗黒に彷徨しつゝあるものと雖ども教誨師諸君の決心を以て充分なる研鑽の勞を厭はざると同時に滿腔熱血を濺ひて説破教誨の機宜に投合せは争でか反省歸善の眞心を發露し不羈堅固なる眞心を起さるの理あらんや彼れ等妄想の裏にあり婦善悔悟の導火を發せしむるも否とは教誨師諸君の伎倆と熱心に存する者にして刑期長短の如きも或はあらん罪質其他の關係もあらん然りと雖ども説くに法あり導くに便あり是れ全

曾て其肯綮を得るの點に至りては容易に首肯する能はざるもの往々にして之れあるのみならず猜疑野心の迷想渦中に感溺しつゝ意固不拔ならざる方針の下に唯々逡巡徘徊日的教誨に蒙々從事するのみならず其重大なる責任の存する處を輕々看過し常に規則的行動にのみ支配せられつゝ在らざるなきや余輩の恒に尤も疑訝に堪えざるものあり我斯道界に從事せらるゝ教誨師諸君にして考慮一番反省を仰がざる可からざるものあり請ふ或は不遜に渉るの嫌ひなきを保する能はずと雖ども能く實利の存する處を探究し以て高教の惠に浴するを得は叩頭自拜して以て國家の爲めに同胞の爲めに感謝措く能はざる所以なり夫れ教誨師諸君の決心は如何其決心なくして争でか此至難の業務に従事し彼岸到達の日を踴躍しつゝ成效を期するを得るや余輩の尤も疑はざるへからざる所以のものあり是則ち一大決心とは何んぞ終身の献身的志想を以て監獄教誨の業務に従事し副業の否な宗門布教の傍ら説教講習の閑事業ならすして眞に教誨を以て本職となし(其所信宗教の如何は問はず)身自ら教誨を以て無上の天職となし社會に代りて其大任を奉行し彼の呶々たる深淵に臨みつゝある結衣の

く其成否を期するは教誨師諸君の決心の存する處にして此決心なくして何んそ成效の目的は何に因て達するを得んや回顧すれば故群馬縣教誨師下間鳳城氏の如きは實に決心の瞭々たること終始證するに餘りあり監獄の職制たる典獄は獄政を掌どり萬般の機務を操縱す戒護作業會計醫務各々主務あり主任あり自由刑執行の目的として戒護作業衛生は囚徒に對する利害直接の關係を有するも之れ則ち形而下に於ける必要的機關にして以上は動作に由て之れを責め且つ之れを救ふ然りと雖ども形而上に至りては精神の支配眞心の矯正即ち天職を奉行する處の教誨師諸君の一大專有の舞臺にして其範圍に於ける躬典獄と雖ども治獄の方針に抵牾せざる限りは一言容喙の權なきのみならず人權及び法權の及ばる處にして實に其疆域の宏大無邊なる即ち監獄則第三十條の必要欠くべからざる所以にして仁義道德と宗教應用は其機に應じて投合の功を奏し千差萬別の方法ありと雖ども反省歸善の道に至りては些の毛髮の間なきのみならず神天佛祖の妙門唯だ之れ一事あるのみ夫れ教誨師の任至貴至重にして一點職責の神聖使すへからざる瞭々として天日の如し誰れか之れを輕ろしとせんや躬

自から其職責を輕ろんじ法衣を被りて法衣を穢し因
果應報三世輪廻も口以て之を賣り心以て之れを侮ど
り手に徳源滾々とし流るゝが如き聖書を携ふると雖
ども身自から神意に逆ひ若し之れ無しとするも心以
て心にあらざれば他を教化するのみならず苦艱外脱
の法文は賣佛賣僧の具たらずんばあらざるなり況ん
や教誨至難の職務に於てをや之れ即ち普通僧侶の金
及し能はざる處にして一層神聖に一層靈妙に氷炭相
容れざるの無縁者も能く之れを調和し以て衆生の濟
渡を現世に觀んとする又至難の業ならずや請ふ努め
よや教誨師諸君法教の光輝之れより放たん願はくは
不文不遜を諒し玉はんことを是祈る

看守免職者報告

●三重縣

三月七日

三重縣平民 鈴木卯兵衛
同 森初太郎

三月二十日

●滋賀縣

四月二十二日

●鳥取縣

三月七日

●廣島縣

四月

●兵庫縣

四月四日

四月十二日

四月十七日

四月十九日

福井縣士族

吉田豐次郎

鳥根縣平民

吉田直一郎

廣島縣平民

横手倭作

愛媛縣平民

大石新五郎

兵庫縣士族

淺井吉次

德島縣士族

西守幸良

廣島縣平民

笹岡利助

慈善問題

題字 伯爵 中勝 安房君 序文 小松村介 石君
留岡幸助君 著 發行所 東京京橋區采女町廿四番地 警 醒 社

◎目次 第一章慈善家の本領◎第二章慈善家の資格◎第三章慈善家の見識◎第四章慈善家の種類◎第
五章慈善の本源◎第六章慈善の方法(上)◎第七章慈善の方法(下)◎第八章婦人と慈善事業◎第九章政
府と慈善事業◎第十章貴族と慈善事業◎第十一章救兒事業に對する國家的義務◎第十二章感化院設立
の急務◎第十三章監獄改良◎第十四章犯罪人◎第十五章出獄人保護事業

跋 博士 エムエル、ゴルドン君 神學士 シドニー、ギユリキ君

本書は多年著者が理論に經驗に得たるものにて我國文明の進歩喜ぶべしと雖、多くはこれ物質的文明
なり。物質の文明は人類を驅て止る利己の念に熱からしむると同時に、邦家の前途に於て頗る憂ふ
べきものなくんばあらず。是故に聖人君子の世に出づるや、必ず仁政を布きて以て民を恤む。是れ實
に各人個々の爲めにあらずして、亦實に國家の爲めたるなり。而して我國の文明は、物質的に偏
夫れ眞正の文明は精神的物質的の兩つな健全なる盛んならざるべからず。志士の等閑に附する能はざる所なり。偏
して精神的に遺る。是れ實に自ら不健全なるを速く所以にして、志士の等閑に附する能はざる所なり。偏
本書の著者聊か茲に見るあり。十年一日の如く慈善事業に盡瘁し、或は内國に於て、或は外國に於て
研鑽具に至り、今回本著あるに至る。本書は慈善事業の精神と方法を論究して餘蘊なければ、實に
義侠に富むの志士のみならず、苟も社會改良に志ある者は、一本を需めて坐右に備へざる可らず。殊
に卷末附章の如きは救兒事業と監獄改良を詳論して、頗る斬新なるものあり。我が監獄事業に従事する
の士は、必ずや一讀を要すべきの良書なりとす。

内務省監獄事務官 小河滋次郎君序
臺灣民政局長 浦太郎君序
警察監獄學會編纂

監獄英語必携

全

●ボックツト入小本
●舶來上等紙
●定價一部三十錢
●綴數四百餘頁
●本綴總クロース
●送料一部金四錢
●字入

本書は英語を解せざる初學の士をして獨學自習の目的を達せしめ併せて歐米人拘禁の場合に臨み英語を以名籍を取るの對話を初め各部門を分ち對話筆談を自在ならしめ且監獄一般の要語をいろは字引として之れに附す其編纂の如きは實務家及内外英學者の合著にして加ふるに斯道先覺の斧正校閱を経たるを以獨習及實際の應用に適實なるは聊か本會の誇稱する所なり故に司獄の職に在るの士は必ず一本を携へ切磋歲月を積み内地雜居後彼れ歐米人と對談の自在を得遇囚上遺憾なからんことを期せられんこと切望に堪へず

發行所

警察監獄學會

明治三十二年五月二十日

(明治二十七年二月廿六日逓信省認可)

發行人兼編輯人 磯村政富
印刷所 東京市四ツ谷區愛住町二番地
東京市麹町區內幸町一丁目五番地
警察監獄學會 惠愛堂